

オットー・フォン・ギールケ『ドイツ団体法論』第一巻(二)

庄子良男 訳

II. 土地との自由ゲノッセンシャフトの繋がり

第七章 氏族、部族および民族の定住⁽¹⁾

歴史の始まりにおいて自由なゲノッセンシャフトが、本質的にまだ、その根がすべての人々の永続的な定住性のかなたに存在するところの人的な関連の思想に基づいていたとすれば、そして、この基礎から従来、土地に対する関係の顧慮なしに、ただゲノッセン団体(仲間団体 Genossenverband)の人的な基礎だけが問題となったとすれば、そのときにやはり、すでに、その経過の中で下から上に向かってゆっくりと上昇するすべての諸団体の物化が登場する、あの偉大な発展の過程が開始していたのであった。

流浪する諸部族(Nomadische Stämme)は、真の土地所有権を知らない。大地は、彼らにとっては、我々にとって大気や海がそうであるように、無主の財産とみなされる。大地の産物は、人間の労苦なしに豊かな実りにおいて贈られて、それを掴み取る者に属する。土地そのものは、そして、その獲得されない産物は、財産的価値がない。

部族または氏族は、地域を規則的に放浪する中で、家畜に草を食わせ、そこにおいて狩猟をし、魚を採る。——彼らはこの地域を、他の諸部族に対する関係で、彼らの占有物 (Besitzthum) とみなし、そして、部族外の者の侵入を防御した。しかしながら、この権利は、例えばその領地についての国の国庫の所有権よりも、その領土についての国家の民族的な所有権に近いものである。ゲノッセンシャフトの平和範囲および法範囲からの仲間でない者に対する防衛は、その主たる内容である。そして、人間が自らのために大地についての主人の権利を要求しないように、たとえ彼が、逆に、耕作地に結び付けられていないとしても、彼によつて居住された土地に対する関係で自由な立場に立っているのである。

しかし開始した土地耕作に関しては、別のものとなるであろう。大地は、一連の抑制しがたい自然力から生じ、そして、人間の意思に従属する。人間は、大地に対する支配権を意識している。土地へと人間はその諸力を置き換え、その労働を投資し、そして、改良された土地 (erde) は財産の客体となる。土地所有権の観念は、土地支配と土地財産という——すなわち、政治的 (権力的) 権利と私的 (利用可能な) 権利という——その二重のそして最初は不可分の意味において、成立する。他方では、農業者は、自らを流浪民よりも従属的であると感ずる。征服されたラントは、逆に、その幸福と不幸を条件づける。すべての諸関係は、以前はただ「特定の」人格が決定していた場所で、次第に多く土地についての法律関係をとおして決定され、そして、最大で重要な諸点においては、最後に、放浪民族の古い自由は、それが物的被拘束性から純化された姿において新たに高められることができる以前に、物的被拘束性の中で没落せざるをえなかったのである。

この発展の開始と終結の間には、千年単位で数えられるべき移行の時期が存在している。ゲルマン人たちは、彼らの歴史の開始においては、どこでもはや純粹の遊牧民族 (Nomadenvolk) としては登場せず、農業の知識を

すでにアジアの故郷から携えてきていたので、彼らは、長い間、土地所有権を知っており、彼らは居住地を基礎づけていた。しかしゲルマン人の経済生活においては、農業は、ただようやく極めて下位の役割のみを演じたにすぎないゆえに、「そして」牧畜と狩猟、戦争生活と放浪生活がはるかに前面に立っていたゆえに、法と組織においては、人的諸要素が、まだ徹底して決定的であり、ただ人的諸要素をとおして条件づけられ、決定されて、その流出としてのみ、土地についての権利が現れている。

もちろん必ずしもすべての民族団体 (Völkerschaften) が同程度とは認められないが、それにもかかわらず至る所で諸関係は一樣に発展してきている。移住がまず自らを移住させるゲノッセンシャフトに由来するという意味における、最初の「移住は、ドイツにおいては存在しがたく、いわゆる「最初の」移住は、ただ客観的な意味においてのみ最初のものであるに過ぎなかつたので、それは、そこに自らを定着させる諸団体によつて彼らの以前の故郷の姿に従つて基礎づけられるか、または、変形されたところの、従来耕されていない土地または別に耕されていた土地への新たな定住であつた。それゆえ、民族が従来の故郷において立っていた段階に従つて、地域交替の頻度に従つて、「確定的な」定住性の早期の登場かまたは遅れた登場かに従つて、——部族の特殊性を完全に無視するとしても——、諸関係は、さまざまに形成されるのである。非常にさまざまな方法において、それゆえ、民族が移住した後もまた、かつて人的な共同帰属性という唯一決定的な影響力と次第次第に気づかれるものとなつていく地域帰属性という影響力との間に、限界が決定されざるをえなかつた。民族の編成と民族の区分をとおしての地域分離の創出は、地域区分をとおしての新たな民族区分の遅れた創出と、きわめて多様な基準に従つて結合されざるをえなかつた。ある場所、あるひとつの民族においては、(それらが共通の地域を所有するゆえにゲノッセンシャフトであつたところの)ゲノッセンシャフトが存在せざるをえなかつたのに対して、別の場所、別の民族のもとで

は、それらがゲノッセンシャフトであつたゆえに一つの地域を占有したところのゲノッセンシャフトだけで、始めて存在したのであつた。そして、一つのまたはきわめて僅かな定住地から漸進的な多様化において実行され、そして、(娘の移住、孫の移住、曾孫の移住などの一様な過程の中で、一つの村落マルク(Dorfmарк)からより大きなマルクそしてより小さなマルク、百人組、ガウ、諸ラントを形成し、それゆえ、至るところで繰り返されるマルクの分離が至るところで繰り返される民族編成の最初の原因であつたところの)通常の植民地形成という、ランダウ(Landau)がそれをTerritorienにおいて描き出したような発展については、最も僅かにしか考えられることがなかつたのである。

しかしながら定住の形成と結果においては、きわめて僅かにしか同形式性が支配しなかつたとしても、これらの定住とその最古の形成を決定した原理は、至るところで同一のものであつた。それは、その後そこから、法律的な関係においてはゲノッセンシャフト的な総有(総手的所有権Gesamt = Eigentum)が、経済的な関係においてはゲノッセンシャフト的な総手的経済(Gesamtwirtschaft)が發展したところの「ゲノッセンシャフト的な土地占拠」(s. Landnahme)⁽⁵⁾の原理であつた。しかし、土地を占有において占拠したゲノッセンシャフト、そして、その総有権(Gesamtrecht)が土地についてのすべての特別権の源泉となり、その総手的経済がそこからゆつくりと解き放たれるすべての特別経済の母となつたところのゲノッセンシャフトは、恣意的にまたは偶然的に形成された社団ではなく、すべての生活目的のための共同体(Gemeinschaft)として存在する、自然的に成立した民族諸団体、——すなわち、氏族、百人組、そして、諸民族であつた。生ける人的な総体的統一(Gesamteinheit)として、それらは、土地を占有し、そして、土地の植民においてそれらの固有のゲノッセンシャフト制度の忠実な似姿を創造したのである。

その場合、多種多様な差異が存在したかも知れない。民族の生活が未発達であればあるほど、それだけいつそう所有権と経済処分は、大きな総体または民族全体にすら帰属せざるをえなかった。進歩した状態が支配すればするほど、それだけいつそう小さな総体が権利統一体および経済統一体として登場せざるをえなかった。民族のより大きなそしてより小さな構成部分が自らを全体的に解放し、自己の手に土地を占有し、そして、分配されることを欲した。最古の時代においては、それゆえ、民族団体は、土地所有権の思想が彼らの中に目覚めたか、または、それがそのような所有権を征服または占拠によって新たに取得したときは、その地域全体を直接の民族財産とみなし、そして、民族財産の唯一の土地所有権者として、いかなる個人々人に対してのみならず、その中に含まれるより狭いゲノッセンシャフトたちのどれに対してもまた、所有権を認めようとはせず、それについての交替的な利用のみを許そうとしたのである。それが一つの合一した民族ゲノッセンシャフトであったときは、それは、へそこにおいて開始しつつある農業が、民族の決定をとおして規律されるすべての人々に共通の案件として、取り扱われたところの唯一の大きな経済的ゲノッセンシャフト、すなわち、唯一のラントゲマインデであることを意味した。そのような状態を、事実、カエサルは、彼が接触したゲルマン人について、あるいは、そうではないとしてもスエビー族について、我々に描きだしているのである。ただ僅かな程度においてのみ彼によれば農業が営まれているにすぎず、農地についての私的所有権と特別権は存在しなかったのである。むしろ役所と指導者をおして、毎年、相互に結合した人々（一つのものに集合していた人々 *hominum qui una coerunt*）の部族ゲノッセンシャフトおよび氏族ゲノッセンシャフト（部族たちと親族たち *gentibus cognationibusque*、おそらく百人組とジツペ）に、農地は、対応する広がりにおいて適切と思われる場所に、分配された。そして、その農地を、部族ゲノッセンシャフトおよび氏族ゲノッセンシャフトは、一年の経過後には、別の農地と交換しなければならなかった。この場合、諸ゲノッセン

シャフトの平等化とこれらのゲノッセンシャフトの中の仲間たちの完全な平等化が生じた。⁽⁹⁾ 住居が解体されそして携えられたかどうか、あるいは、占有における承継者のために建てたままにされたかは、確かではないままである。⁽¹⁰⁾

このような状態は、それにもかかわらず、農業が、牧畜や狩猟と並んで、極めて下位の地位を占めた限りでのみ、存続することができた。それが若干の意義をもつものに高められると、部族ゲノッセンシャフトと氏族ゲノッセンシャフトの間の土地の交替は次第に行われなくなり、そして、あらゆるゲノッセンシャフトは、それに最終的に指示されていた地域の土地所有権を取得することにならざるをえなかった。しかしやがて新たな住居が占められると、最初から百人組および諸氏族の確たる定住が行われ、そして、あらゆるそのようなゲノッセンシャフトに即座に特別のマルク (Mark) が分離され、そして、割当てられざるをえなかった。すでにタキトウスは、それゆえ、もはや場所の交替については何も知っておらず、むしろこれらの諸関係に関する彼の情報はきわめて多義的ではあるが、しかし、彼の時代には、たとえ確定的ではないとしても、至るところで固定した住居が基礎づけられ、そして、たとえまだ場所に結合されていないとしても、場所的なゲマインデ⁽¹¹⁾が成立したことは、その限りで明らかである。⁽¹¹⁾

それ以来、この場所的なゲマインデに、すべての農業発展の重点が存在した。⁽¹²⁾

しかし土地所有と農業のためのより高度な諸組織の意味は、それによっては、しかしながら決して止むことがなかった。あらゆるゲノッセンシャフトには、現在もなお、その一部が構成員に対する関係で総体の直接占有の中にとどまったところの領域が対応した。⁽¹³⁾

集会場所および祭祀場所のみならず、非常に拡張された地域、とくに境界の森林地もまた、百人組、民族団体、そして後にはガウゲノッセンシャフトおよび全国民の、分割されない共有財産の中に留まった。⁽¹⁴⁾

そして、あらゆるそのような総有ラント (Gesamtland) は、最古の時代においては、グルントヘルシャフト (土地支配 Grundherrschaft) と総体の私的所有権そのものを包含したのみならず、すべての個々の仲間たちに直接の

経済的利用の権限をもまた与えたのである。それにもかかわらず後者の側面は、所有権が帰属する団体が大きければ大きいほどそれだけ早期に後退せざるをえなかった。民族全体に帰属するラントは、もちろん必ずしもあらゆる民族仲間が一樣に利用することができたわけではない。そうする必要は存在しなかった。古い総有の総手的「多数性」(gesamtviehliche)の側面ではなく、総手的「統一性」(gesamteinheitliche)の側面だけが、ここでは形成された。個々の民族仲間間の目的のためではなく、民族の統一目的のためにのみ、国民ラント(Nationalland)が存在したのである。同じことは、しかしより大きな民族の中へと同化した民族団体またはガウゲノッセンシャフトの総有土地に関しても、問題となったに違いなかった。それゆえそのようなマルクは、原則として国民ラントと化したのである。⁽¹⁵⁾しばしば、最後に、個々のゲノッセンシャフトのために分離されたマルクと並んで、不分割の百人組マルクを占有した百人組においてもまた、同じことが生じた。他方、もちろん、出自がすでに百人組の確固とした要求権を有し、そして、個々の仲間による経済的利用を確立した所では、百人組は、その総手的所有権(総有権)をもまた維持し、そして、そのようにして同時に大きなマルクゲマインデにとどまることができた。⁽¹⁶⁾ところでしかし、より狭いかまたはより広い団体の古い共有地が国民ラントとなった限りでは、それはすべての経済的な共同体から離れ、そして、それゆえ(王が自己自身の中に民族統一体を代表したのと同じ程度において)もつばら王へと移行した。⁽¹⁷⁾それは王のラントとなったのである。そして、それは、あの拡張された王のラント占有の基礎であり、さらなる発展の中できわめて重要な役割を演じたのである。⁽¹⁸⁾

ここでは、ところでしかし、先ず第一に、その総手的所有権を直接に自己の経済共同体と生活共同体のために利用したゲノッセンシャフトが、何をマルクをもって始めたのが詳論されなければならない。場所ゲマインデの成立について取り扱われなければならない。

【以上、第七章、終わり】

【以下、第七章の注】

注(1) Vgl. bes. Hanssen, Ansichten über das Agrarwesen der Vorzeit, b. Falck, N. Staatsbürg. Magazin Bd. III u. VI. über die Gehöferschaften in den Abh. der Berliner Akademie 1863, S.75; zur Gesch. der Feldsysteme, Zfd. gesammte Staatswiss. 1865. I. S.1f. Roscher, Ansichten der Volkswirtschaft. S. 47f. u. System der Volkswirtschaft II. S. 200 f. v. Maurer, Einl. in die Geschichte der Markenverfass. ee; Geschichte der Markenverf.; Geschichte der Dorfverf. Bd. I. v. Harthausen, über die Agrarverfassung in Norddeutschland (1829). Landau, die Territorien, Thudichum, Gau = und Markenverf. in Deutschland 1860. Waiz 193 f. II.258 f., und die Nachrichten der Alten über den Grundbesitz der Germanen, Allg. Monatsschr. 1854, S.105 f.—*γυναικωνανταλγατα*の事情 *γυναικα* Kemble 135 f. K. Maurer, krit. Uebersch. 163 f. W. Maurer, Zfd.R. XVI. S.201 f.; *Ματοβανον* *γυναικα* Michelsen ib. VII. S.89—110; *Ματοβανον*の事情 *γυναικα* Bluntschli, Staats = und Rechtsgesch. v. Zürich; Blumer, Gesch. der schweizer. Demokratie I. f.; Heusler, die Verhältn. am Gemeinland in Unterwalden.

注(2) 彼らは遊牧民に十分に近いものとしてまだ理解されていたかもしれない。そして、エルベ河の彼岸の人々に農業を否認するストラボン (Strabo VII. 1. 3) の報告「および、バスタルナエ族は「農夫になる人々を航行する人々を知らず、羊の群れの土地から離れずに生きる人々」(*αυθοεις ου γεωργειν ειδότες ου κλειν ουχ αν πολυων εν νεμοντες*) である」とプルタルコス (Plutarch, Aemil. Paul. c.12) の報告「*αυθοεις ου κλειν ουχ αν* 明される。しかしすでにキンプリー族とテウトニー族は、放浪する農耕民族であり、そして、彼らは世帯の荷車と車馬、および、おそらく彼らの家々またはなまなごとしてもその柱 (プリニウス Plinius VIII. 40. 61: 「彼らの荷馬車と設えられた住居」 (*domus eorum plaustris impositas*)) を伴ったのである。Niebuhr, kl. Histor. Schr. 1363 *τακίονα* は、まさにサルマティア族の純粹な遊牧性において (「荷馬車と馬におびて生活する人々 *τακίονα*」 (*in plastro equo-que viventibus*)) ゲルマン族に対する決定的なメルクマールを見ている。Germ. c. ult.

注(3) そのことを比較言語研究が証明している。

注(4) カエサル(注(8)を参照せよ)は、土地所有権ではなく、固定した特別の私有地(Sonderreigen)だけをゲルマン人に否認してゐる。Bluntschli, krit. Uebersch. II, 292.

注(5) Zöpl. 897は、ドイツの土地所有関係の源泉として、正当にも、ゲノッセンシャフト的な占拠の原則を指摘してゐる。Vgl. Maurer, Einl. S.5; より古い時代の土地制度は、全体的にゲノッセンシャフト的な性質のものであった。

注(6) ひとがゲマインデと国家を黙示的または明示的な契約から導いた時代においては、ひととは、このことをこれらの諸関係にも適用した。ひととは、それゆえ、野中の百姓家を原初的なものとみなし、そして、共同体の諸利益について反省する隣人たちの事後的な結合からゲマインデを導き、村々を、しかし、おそらく全く住居の意図的な接近から導いた。そのように、メーザー(Möser)以来、多数の人々が——今日もなお、バルトルト(Barthold)ほかの人々〔が主張してゐる〕。

注(7) xivにHanssen b. Falck III. S.83. 89. は、定住目的のための複数の家族の結合について語っている。類似してLandau S.73. これとは反対に、Bluntschli I, 24は、定住する仲間たちについて、正当にも、彼らは一つのゲマインデを形成し、または、このゲマインデをむしろ継続し、そして、それらにいまや一つの場所的なつながりを与えた。"と云う。——そして、Maurer, Einl. S.5. (vgl. S.3.) は、"氏族ゲノッセンシャフトおよび部族ゲノッセンシャフトは、すでに確定した定住の前に成立していた。それらはすでにそのようなものとして定住したのである。"と云う。

注(8) Caesar de b.G. IV. 1. VI. 22. 29. 最後の二つの箇所は、ゲルマン族一般について述べており、最初の箇所は、スエビー族についてのみ述べてゐる。すべてのこれらの情報を、最近、Kries, die polit. Oekonomie vom Standpunkt der geschichtl. Methode S.143⁷⁴、スエビー族に限定しようとしてゐる。Vgl. aber Sybel S.5 f. Bethmann = Hollweg. S.8. Roscher, System II, 201. Thudichum, Strat S.109.

注(9) 多くの人々は、カエサルの報告を信じがたいものとみなし、その報告を、実際に存在するもつと後の意味における

耕地共同体 (Feldgemeinschaft) をとおしてとくに惹起された誤解をとおして説明することを試みている。Eichhorn, R.G. § 14a. Kemble I.39. Waiz I.99. は、そうである。しかしカエサルの観察の天分に最も鋭く反対するのは、Landau S.64 f.——他の人々は、カエサルの情報の技巧的解釈をとおしてタキトウスの情報をもって否定しようと試み、しかしここでは、占有におけるゲノッセンシャフトの交替ではなく、ただ仲間たち(ゲノッセン)だけの交替だけを見出すようと試みている。So Maurer, Einl. S.6. カエサルの言葉は、しかし、いかなる正義性ももっていない。そして、その信頼性に関して言えば、この問題における最も資格ある裁判官である、かなり古い時代の農業関係について最も精通している国民経済学者であるハンセン(Hansen)とロツシヤー(Roscher) (Anf. S.60-68) は、偉大な將軍の叙述の正当性を最も無条件に擁護している。——不当にはなく、ひとは、Geten b. Horaz. Carm. III. 24. v.11 f. Wiedemann, Forsch. z. D.G. IV. 173 f. Roscher I.c. S.80. の叙述をも参照してゐる。

カエサルは、ゲルマン族をして制度のための一連の理由を挙げしめてゐる。これらの理由は、ところであるほど彼自身の熟考 (Roscher)、または、ドイツ人自身によつて後にその起源からはもはや把握されてはいない慣習 (Sybel S.7) に、転嫁されてゐる。しかしながら、それらは、情報を補充することができる。それゆゑ、「より強い人々は与えられた領土を評価することを学ばず、そして、より弱い人々を土地から追い払う」(ne latos fines parare student potentioresque humiliores possessionibus expellant)、および、「彼らおよび誰かの力を最も強い人々と同列に置く」ことをみようとすると、判断の公平をもつて平民を結合せんがために」(ut animi aequitate plebem confineant, quum suas quisque opes cum potentissimis aequari videat) という二つの理由は、運命の何らかの不平等が妥当したの でなかつた場合には、適合しなかつたであらう。

注(10) 前者は、必ずしも必然的には、「寒さに対してより敏感にではなく、むしろ暑さが生きる人々を建築させる」(ne ac-curatius ad frigora atque aestus vitandos aedificent) とする考慮からは、Waiz I.97. Sybel 6. Thudichum, Strat II.9. Bethmann = Hollweg 12. とともに結論づけられるべきではない。個々人は、早い交代の場合には、知られざる承継者

を熱と寒さから保護するために、家を改良するという関心をもたなかったこともまた、考えられえたであろう。

注(11) そのことをタキトウスの情報全体が指示している (vgl. Waitz l.c. bes. S.101 f.)。その反対のことを多くの人々は、そこにおけるあらゆる語がいくつもの解釈を経験してきた箇所である有名な第二十五章の中に見出ししている。(Vgl. bes. Waitz 1. 103-107. 132-137.)。「耕地は、耕作者の数に従って全体によって交替で占有される。そして、それらの耕地を彼らは彼らの間で地位に従って配分する。分配することの容易さを平地の広さが示している。」(agri pro numero cultorum ab universis in vices occupantur, quos mox inter se secundum dignationem partiantur; facilitatem partiantur camporum spatia praestant.) という言葉の中に、ひやは、原則的な (Bethmann = Hollweg S.10 f.)、または、非原則的な (Sybel) 土地の交替、あるいは、全くカエサルにおけるように、ゲマインテ間の土地の年ごとの民族分配 (Geneiner, Centenen S.97) を理解しようとしている。トゥーディッム (Thudichum S.127) もまた、住居の交替もさらに行われたものと考えている。「Occupare 占有すること、無主物先占すること」は、「自らのために所有すること sich aneignen」を意味している!。他の人々は、何らかの輪作 (Wechselwirtschaft) のシステムを見出すようにしている。「Occupare」は、「しかしながら、ひとがその場合に訳しているように、休耕地の開墾」ではなく、「自らのために所有すること」を意味している!。

注(12) 『ゲルマニア』第二十六章において in vices (交替で) の代わりに、ヴァイツ (Waitz) とともに ab universis vices (村の団体によって) と読まれなければならないとすれば、すでに個々のドルフゲノッセンシャフトが占有受領者とみなされなければならないであろう。これが単なる推測であることを別とすれば、タキトウスは、もし彼が、無主物先占をとおして初めて村 (vicus) となるうとする団体を、すでに前もって vicus と称していた場合には、きわめて歪曲して表現したことになるであろう!。村を成立させる村が言われていることになるからである。——むしろひとは、vicus を持ち込みうとするべきは、in vicis 村々におおつ、in vicos 村々に向かひつ (Roscher, Ansichten S.54) あるいは、per vicos 村々を巡りつ、と読むことができたかも知れない。その場合、民族総体 (Volks-gesamtheit)

(universi) は、村のうちに占有したことを意味することになる。しかし、正しいのは in vicis を捨てないことであり、そして、なるほど Landau S.51 にも、かつての地積耕地の交替する状態から、いつでもあらゆるゲマインデにおける一区画の土地を「理解するのではなく、しかし耕地の将来の交替（彼らは耕地を年ごとに交代する）arva per annos mutant）に関連づけ、交換することのために、交換に向けて」と翻訳されなければならない。土地は定住者の数の割合に従って、総体によって、交替で占有される。

注(13) ゲノッセンシャフトの地域は、その広さを顧慮せずにマルク(mark)と呼ばれている。Grimm, Deut. Grenz = Altherh. Abh. der Berl. Akad. 1843. S.110 f. によれば「もともと『森Wald』、やがて『国境の森Grenzwald』と〔呼ばれる〕。——以前から、境界を意味している他の人々 (v. Maurer, Einl. 41. Landau 164. Thudichum 116. 117) によれば、マルクmarkは、歴史的時代においては、境界のためにも境界地域のためにも、限定された地域のためにも用いられている。類似しているのは、land (土地) gau (ガウ) pagus (地区) territorium (市の〔周囲の〕領域) provincia (州) 地方、reichなどの名称であつて、それらは、ランダウが、そして一部ケンブルその他の人々が認めるように、必ずしも最初から一定の民族編成に対応していたわけではなく、むしろ総体地域のある種類または別の種類のための利用の中でしたに確定したのである。Maurer, Einl. S. 54 f. それゆえ、たゞは、I. Alam. tit. 46-48. I. Sax. tit. 5. 3 u. 39 f. においては、provinciaとmarcaは交替的に用いられており、しかしDorfer (村々) はGau (ガウ)と名づけられており、villa (農場) pagus、そしてmarcaは同一視されている。

注(14) Caesar IV. 3. VI. 23. Grimm l.c. S.109 f. としてKembleは、しかし、土地の境界としておよび防衛のために役立つというマルクの目的に大きな重点を置いている。Vgl. これに反対、K. Maurer, Uebersch. I.65-69.

注(15) より大きな帝国の形成の際には、たえず主人を交替させてきた、北欧およびインクランドのfolcland (慣習保有地) において、そうである。Vgl. Maurer, Einl. S.94. 96. しかしながら北欧におつたlandsallmännigarにおつてはガウマルクが維持されたままであつた。これに反対して、Maurer, Einl. S.96が、ラインガウが古いガウアルメンデ(ガウ共

用地)であると考えるとき、これは証明困難である。

注(16) イングランドにおいては、シーヤ (Shiren) は共有地 (Gemeinland) をもたなかったが、おそらくしかし、あらゆる hundred⁴⁴または wapengetack⁴⁵は有したであろう。W. Maurer, Z.F.D.R. I.c. S.204. 北欧においては、haerads-allma⁴⁶ ninger⁴⁷が存在した。Maurer, Eiml. S.96. ドイツにおいては、推測するに、スイスのタールマルク (Schwyz⁴⁸ ウーリウ⁴⁹、トッゲンブルク Toggengburg⁵⁰など) は、アラマンニー族のフンタリー (hundert⁵¹百人組) の不可分の地域であった。ラインガウ (Rheingau) (Maurer, Eiml. S.48, 193, 194) 、フルディッシェ・マルク (Fuldische Mark) (Landa⁵² dau, Terr. 137-142, Gaue 112-33, Maurer, Markv. 8) のような範囲のマルクは、決して (もちろんランタウ Landau が認めているような) 単なるドルフマルクではなかったことも、ありそうなことである。ライン地方では、ケントアルメンデ (百のアルメンデ、アルメンデは共同のマルク Centallmenden) において、Hundsriicken⁵³は Hundschaf⁵⁴等々において、名称すら存続した。もちろん、後世の分散の際にもまた、しばしば、Cent⁵⁵または Hundschaf⁵⁶ という名称は、より小規模のマルクに付着し続け、そして、より小規模なフンデルトシャフト (百人組) においては、時として、以前から、フンデルトシャフトマルク (Hunderterschaftsmark) とドルフマルク (Dorfmark) は、一つに落ち合い、それゆえ、名称だけでは区別することができないのである。Sachse, Grundl. S.249⁵⁷など (これと) 類似して再び Thudichum, Gau = und Markv. S.116⁵⁸ は、誤って、Cent⁵⁹と Mark⁶⁰ の概念を同一であるとみなし、Centmarken⁶¹をのみ「唯一の」Gemeinmark (共同マルク) とみなしている。

注(17) とくに明瞭に、この発展は、イングランドにおいて再構成される。Vgl. Maurer, Eiml. S.99. Kemble I. S.315 f. Schmid, Glossar v. folcland⁶² とくにしかしイギリスのフォークランドに (この) K. Maurer, Uebersch. I. S.102 f. を参照せよ。それと対立するのは、ミアークランド das mearcland⁶³——より狭いゲノッセンシャフトの共有地——であり、そして、それがもともとの割当に基づく限りは edhel⁶⁴、証書を完全に承認された (folcland⁶⁵または edhel⁶⁶) 占有譲渡に基づく限りで bocland⁶⁷と呼ばれるところの、私的所有権であった。それにその後さらに加わるのは、ただ用益所有権

のために（またはそうでないとしてもともただそのためだけに）与え続けられる土地である。そして、それは、真正な所有権が総体に（あるいは王に）とどまる場合に *Edland* という名称を保持し、それが私人によって付与される場合に *laenland* と呼ぶのである。——スウェーデンにおいては、*Konungs-Allmänger*（と呼ばれる。）、*Maurer, Einl. S.96.*——ドイツにおいては、後に大部分はランデスヘルに移行しそして一部分は王領へと変化したところの、大規模な帝国グレンドヘルシャフトが、そのような不可分の国有地 *Nationallande* から生じてきたのである。 *Mittermaier, P.R. §211. Maurer, Einl. S.95.*

注(18) 以下、第十二章以下、を参照せよ。

【以上、第七章の注、終わり。以下、「第八章 村々と農民のマルク共同体」に続く。】

第八章 村々と農民のマルク共同体

移住 (*Ansiedlung*) の際に本来のゲマインデゲノッセンシャフトの形成がそれらに生じたのは、氏族友好団体 または部族友好団体 (*Geschlechts = oder Stammesfreundschaft*) をとおして結合された小規模なゲノッセンシャフトであった。通常、氏族⁽¹⁾、一つの大きな氏族の分枝、または、いくつかの氏族の団体が、ここそこでおそらくより小さなフンデルトシャフトが、いつでもしかし、最も狭い生活共同体の感情によって浸透された統一的なゲノッセンシャフトが、一つのマルクを占有し、あるいは、それを共同で利用するために、それをより大きなマルクから受け取ったのである。それによって総体 (*Gesamtheit*) は、グレントヘルおよびマルクの所有者となり、移住と土地の分配の方法を決めたのは、総体の決議であった。実行においては、総体は、ドイツにおいては、そう思われるように、以前から、二つの道をとった。——それはさらに我々の祖国の大部分のもとでそうであったのであるが

——総体は、それが農業をゲノッセンシャフト的な案件とみなすことによって、村を基礎づけたか、あるいは、総体は、とくにウエストファーレンやアルプス地方におけるように、土地の事情または部族の傾向によって動かされて、それがゲノッセンシャフト的な共同体を放牧地および森林利用に制限することによって、「個別の農場」に移住した。⁽⁵⁾

I. 「一つのドルフシャフト」(村共同体 *eine Dorfschaft*) は、それがマルクを総体の処分をとおして「三分割」するということのように、移住するゲノッセンシャフトを基礎づけた。⁽⁶⁾

1. まず最初に、ドルフシャフトは、適切と思われる場所で「村そのもの」の設定のために一つの空間を分離した。⁽⁷⁾ この村において、ドルフシャフトは共同の目的——集会、神々の祭祀、家畜を集合させ水を与えること、共同の施設など——のために、内部の村空間 (*hof*) の一定の道路や場所を総手的所有権 (総有) に留保した。その他の土地を、ドルフシャフトは、完全な権利を有する仲間が存在した限りで、必要にしたがって測られた (住居 *(sala, casa dominicata)*、農場、雇人用住居、家畜小屋、農作業用建物および庭のために決定された) 屋敷地 (*Hofstelle, hof, curtis, toft, bood*) に分けた。これらの土地部分は、個々の仲間たちに自由な特別所有権のために割り当てられ、彼らによって垣をめぐらされ、そして囲われた。そして、それらは、そのようにして土地についての最古の私的所有権を、⁽⁸⁾ 同時にしかし、ゲルマン族の完全に自由で真正な所有物 (*erben*) として、最古のグルントヘルシャフト (土地支配) を——すなわち、その中で個々の家父が (家父たちの総体がマルクにとってそうであったものである) 独立した物的な平和のクライスおよび法のクライスを、形成したのである。

2. その後、村の周辺における鋤 (すき) や大鎌に服せられるべき土地——大部分は開墾された森または干拓された沼沢地——は、マルクから「フェルトマルク」(*Feldmark* 田畑の境界) として区別された。⁽⁹⁾ フェルトマルクは、

状態と地質に従って、労働の困難および収穫能力のために顧慮されるすべての事情の大体の評価に基づいて、ほぼ釣り合いのとれた状態を有する、相当数の異なる大きさの土地または畝 (Beete) (草地 Kampe、耕地 Gewanne、田畑 Eschen、Feldung、耕地 gri. araturae) に分けられた⁽¹⁰⁾。これらの牧草地の各々は、その後さらに縄 (Seil, reeb) の利用のもとに、道路からの平行線をとおして、仲間が存在した限りで等しい一条の土地 (一区画の土地 Deele, Lose, adportiones, skifer) に分けられた。これらの一条の土地からその一つが、その後、あらゆる草地において一区画の土地の助けを借りて、あらゆる仲間に対して、彼の農場として割当てられた。しかし特別の所有物としてではなく、むしろただ一定の時期のための任命と収穫享受のために割当てられたのであり、その一方で、土地所有権は総体のもとにとどまったのである。この時間の長さは、おそらく支配的な経済システムを通して条件づけられており、それゆえそれは、最古の時代においてはほとんど一年を超えず、後には、不規則に延長され、三圃式耕作 (Dreifelderwirtschaft) の導入とともに、しかし、三年または対応する複数倍の期間のものに変化した⁽¹¹⁾。その期間の経過によって、彼の区画部分についての個々人の権利と義務は消滅し、そして、この部分は再び共同のマルクとなった。その後、別の地所の原初的な測定・分配と抽選が続いた。やがて、しかし、規則的な経済システムの導入とともに、耕作の基礎にある草地がただ一度限り固定的に決定されたときには、ただ新たな抽選だけが行われた。それにもかかわらず需要が要求したときは、後にもまた、さらに新たな牧草地が、比較的古い時代の模範に従って、共有のマルクの土地の取り込みをとおして設定され分配された。そして、その取り込みのためには、さらに少数者の保護的法律が、多数者の異議の場合にすら権限を与えた。それゆえ真のそして本来の「フェルトゲマインシャフト」(耕地共同体 Feldgemeinschaft) が存在したのである⁽¹³⁾。農地と牧草地は総体に属した。そして、個々の仲間たちは一定の土地部分について物的な権利をもたず、ただそれによって彼が反復する抽選の際における持分

の割当を要求することができたところの、彼の人的なゲノツセンレヒト（仲間権）のみを有したにすぎない。これに関して、総体に村経済に関する最も無条件の処分が帰属したこと、作物の連続、任命の種類、休耕年の交替、耕作・種まきおよび収穫の時期、休耕地の放牧などがゲマインデの決議をとおして規律されたことは、自ずから理解された。そこから何びとも自己の裁量で離れてはならなかった固有の村の恣意が、これに関して形成されざるを得なかった。——一言で言えば、最も無条件の「耕作統制」(Flurzwang) が真のフェルトゲマインシャフトと結合されていた。まだタキトウスの時代までは、このシステムは、一般に通例的なものとはなっていなかったように見える。⁽¹⁴⁾そして、〈過ぎ去った時代のさもなければ消息不明の状態からの語り伝えられた証明を提出するとすれば〉⁽¹⁵⁾、まだ長い間、それどころか我々の時代に至るまで、個々の地域においては、総体的なフェルトマルクまたはそうでないとしてもその一部の定期的な抽選が、完全仲間の間で行われたのである。それにもかかわらず、農業のより集中的な経営のもとにおいては、抽選は、中止されざるを得なくなり、それは次第に眠りに入り、あるいは、意識的に廃止されたであろう。⁽¹⁶⁾ドイツにおける民族移動の時代までには、北欧における法律書の起草の時代までには、この過程は、明らかに本質的にはすでに完成していたのであり、そして、分配された耕地についての仲間たち(Genossen) の特別財産は、原則となっていた。⁽¹⁷⁾しかしすべてのその諸結果は、古い総手的所有権(総有)と必ずしも同時には、消滅しなかった。強化された方法で、一部分我々の時代に至るまで、経済的な統一性、すなわち、耕作統制およびそれによっていわゆる「非本来的」または「ゆるい」フェルトゲマインシャフト(耕地共同体)が存続した。⁽¹⁸⁾そして、一連の最も重要な諸帰結において、総体のかつての単独所有権は、私的所有権の制限をとおしてのゲマインデの上級所有権の一種として、自らを通用させた。⁽¹⁹⁾ゲマインデ仲間のネーエルレヒト(Näherrecht)と土地についての諸正義の重要な数が、ここではその源泉となった。北欧における原初的に運動する諸理念への追

憶が、最も強力に受け止められた。これについての最も注目し得る証明を提供しているのは、《時間の長さをおしてかつて反復する抽選によって保証されたすべての耕地持分の完全な平等性が消失していくと信じた》あらゆる仲間が、その法によって土地の改めて行う測量と分配をとおしてその再創出——いわゆるRebningsverfahren(再平等化手続)——を導くことができたところの⁽²⁰⁾もつと長い間存在している法である。

我々の時代において耕地併合法と分離法(Verkoppelungs = Ablösungsgesetze)が古いフェルトゲマインシャフトの最後の痕跡を消滅させたかまたは消滅させる努力が払われるに至るまでの⁽²¹⁾、徹底して緩慢な発展において、とくに個人々の自由意思による耕地整理(Arrondierung)をとおして、農地についての固有権(Sonderrecht)と特別経済が、総体権(Gesamtrecht)と総体経済の束縛から解放された。

3. 最後に、少なからず重要であり、土地の耕作がほとんど発展しなかっただけに、それだけいっそうより高い重要性を有したのは、ゲノッセンシャフト的なゲマインデ(地方団体)生活にとつては、範圍の上では遠くはるかに地域の最大の土地である、不可分のままに留まった「共同のマルク」(gemeine Mark)⁽²²⁾であった。すべての人々に共有の地域(アルメンデallmende、バイエレンのgemain、フリースラントのhammerka、デイトマルシエンのmeemark、ザクセンのmeente、スカンジナビアのalmeningr、ラテン人のcommune、communitas、commarchia(共有財産、共有、コンマルキア))として、または、たんにマルク(Mark)としても名づけられて、それは、とりわけ森、牧草地、荒野および沼地、湖、河、小川、そして泉、荒れた土地と絶壁、道と広場、要するに、特別の所有または利用のために分離されていないすべての土地を包含した。⁽²³⁾アルメンデでは、たんに「所有権」のみならず「利用」もまた、総体のもとにあった。それゆえ、このことがゲマインデの決議をとおしていつでも可能であったように、そして、古い時代にもその後の時代にもしばしば行われたように、個々の仲間は、対価と引き換えにま

たは無償で、一片の土地を、排他的な利用のために、永久にであれ、撤回可能的にであれ、一時的にであれ、指示されて受け取ったので、この土地は、永久にまたは一時的に、アルメンデから分離された⁽²⁴⁾。そのようなマルクの土地は、それが所有権のために与えられず、特別利用のために賃貸され、分配され、または規則的に抽選された場合には、もちろん所有権の上では共有地 (Gemeinland) にとどまり、そして、しばしばこれに従って名づけられた⁽²⁵⁾。しかしながらそれらは、古い一区画の農地と全く同様に、利用上は特別財産であった。それらは、それゆえ、本来のアルメンデとしても特別財産としても妥当せず、一区画の農地と同様に、あるときはある人に、またあるときは別の人に、より近く存立する両者の中間段階として妥当したのであり、そして、前者「アルメンデ」と同様に、事実上も次第に確定した私的所有権をもたらしたのである。これとは反対に真のアルメンデ、すなわち、完全なゲルマン的総有財産 (Gesamteigen) は、ただ所有権のみならず利用もまた、すべての仲間たちの総体のもとで完全な不可分性において存した地域に過ぎなかった⁽²⁶⁾。この利用は、しかし、最古の時代のゲルマン的ゲノッセンシャフトにおいては、単一性としての総体と多数性としての総体は区別されなかったゆえに、今日の意味における本来のゲマインデの目的のためと個々の仲間の私的の目的のためとは、全く同じ方法において行われたのである。あらゆる仲間は、それゆえ、森において木を建築、燃料、加工のために倒す権利、豚を飼料のためにそして家畜を牧草地に放す権利、狩をし、魚を採る権利、共有の水を家畜の飲料のため、水利のために、そして水車経営のために利用する権利、泥炭や粘土、砂および岩石を掘る権利、および、類似のものがあれば何であれその権利を、有した。あらゆる仲間には、ただ——自己の経済の必要とゲマインデの決議という——二つの種類の限界が設定されていたにすぎない。前者は、マルクが仲間のためにのみ存在し、仲間でない者のために存在しなかったゆえであり、後者は、仲間がただ彼のゲノッセンレヒトのゆえにのみ利用してよく、そして、総体の中の構成員の地位にあったゆえ

である。元來、ゲマインデは、それにもかかわらず、アルメンデの利用を制限する動機をもたなかった。なぜなら耕作されていない土地は豊富に存在し、その実りは無尽蔵であるように思われたからである。後になって、ゲマインデは、次第に多く利用権を固定することを強いられるのを見た。すべての人々の同権という基本思想を、しかし、ゲマインデは固く保持したので、それゆえ初めは、ただ需要の事実的な差異のみが事実的な不平等を惹起したにすぎない。⁽²⁷⁾

もともと個々の仲間のアルメンデに対する権利が及んだ限りで、個々の仲間には、マルクの個々の区画の土地を、あるときは（例えば、雌鶏の飼育や干草の刈入れのためのような）一時的な利用のためだけに、あるときはしかし永続的な特別財産として、自己自身のために排他的に占有することが許された。とくに個々の仲間は、彼の経済の需要がそれを要求したときは、森の開墾または実りなき一条の土地のその他の耕作をとおして彼の特別財産を大きくするか、または、たんに垣で囲いそして柵をめぐらすことをとおしてすら個々の領域部分を所有することができた。⁽²⁸⁾ 非常に著しく、共有のマルクは、まだ無尽蔵な財産であるように見えたので、そしてまた、現在もなお労働〔を加えること〕が初めて土地に財産価値を与えるように見えたので、ひとは、この点において、実質の減少よりもより大きく用益を認めたのである。それでもなお、つねにこの点に関しては、総体の默示的承認が前提とされ、たのであり、そして、総体の異議は、仲間に対しては、このことを疑いもなく仲間でない者に対して行ったように、開墾することを禁止することができたのである。後には、もちろんいつでもさらに容易に獲得すべきままであったゲマインデの明示的な承認は、マルクラントのすべての比較的重要な先占にとつて、不可欠の必需品となった。⁽³⁰⁾ として、ただ極めて制限された範囲においてのみ、ときおり慣習をとおして、へしばしば、ひとが境界について植（つちHammer）や斧（おのBeil）を投げさせ、または、鶏を飛ばせることができた地域に限定されてではあるか）、⁽³²⁾

いわゆる築堤や柵囲い、放牧地または野菜園³¹⁾の設置を求め、あるいは、そうではないとしても彼の特別財産の基礎に先ず第一に存しているマルク部分の排他的な利用を求める、仲間の確定的な権利が形成された。この残りは、あまり重要でなかったので、開墾 (Rodung) と土地占拠 (Landnahme) は、土地占有の不平等の最初の成立のための本質的でない原因であった。

II. 「農民共同体」(Bauerschaften) は、そのようなドルフシャフト(村落共同体)との反対において、ゲノツセンシャフトが個別の農場に向けて定住を選択した場所で成立した。やがてあらゆる仲間に、直ちにマルクから〈農場の場所のためおよび農地の総体のために十分であり、そしてしばしばさらにそれに加えて森や荒野を包含した〉かなり大きな地域が〈ドルフマルクの小さくされた形を維持しつつ〉分けられた。これについて個々人は、完全に真正な所有財産を受け取り、そして、彼はその回りを囲み、そしてそこにおけるグルントヘル (Grundherr 大地所有者) となりフリーデンスヘル (Friedensherr 平和の主人) となった。フェルトゲマインシャフトは存在しなかったが、耕作統制の代わりに、以前から囲い地経済 (Koppelwirtschaft) が存在した。しかし定住のこの方法においてもまた、分配されざる土地が、共有マルク (Gemeinmark) として、すべての人々の占有と利用においてとどまり、そして、ドルフシャフトにおいてそれが奉仕したのと正確に同一の目的のために利用された。ここではそれゆえ、ゲマインデの経済的な統一体は最初からアルメンデに制限されており、そして、その結果として仲間たちの間に存在したヨリゆるい関連は、個々人への総体のより僅かな影響力において現れざるを得なかった。しかし耕地共同体および耕作統制と関連する諸制度から目を転ずるならば、農民共同体と村落共同体の法組織は、完全に等しく形成された。³³⁾

III. この「組織」(Verfassung) は、これまで述べてきたことから明らかになるように、何時の時代かに氏族ゲ

ノッセンシャフトまたは部族ゲノッセンシャフトの組織と一致したに違いなかった。氏族フロインデ（氏族の友）または部族フロインデ（部族の友）の定住したゲノッセンシャフトは、まず民族の編成において、それが定住以前にそうであったところのもの、「そして」それがまだ現在も民族移動の開始の際に再びあったところのものに、留まった。すなわち、ゲノッセンシャフト的な案件に、ただ、それをおして隣人関係、マルクについての総手的所権（総有）、そして、民族の共同の耕作をおして形成される、新たな案件だけが付け加わったのである。

それにもかかわらず、きわめて速やかに、定住のより大きな安定性によって、ゲノッセンシャフトはその本質を変化させたに違いなかった。一つのジッペの分裂と移動、拡散と、他のジッペの消滅、新たに魅力ある他の人々の許容は、擬制的な氏族従兄弟関係（Geschlechtsvetterschaft）の技巧的システムが知られていなかったので、ゲマインデと氏族ゲノッセンシャフトの事実的同一性ととも、概念的同一性をもまた、破壊せざるを得なかった。マルク住民の共通の出自についての思い出は、実際の親類関係が存在したかもしれないが時間の長さのゆえに証明されることができなくなったところでもまた、消失した。そのようにして血の友好団体（Blutfreundschaft）とは異なる隣人友好団体が成立し、そして、いまや彼ら自身を進む氏族ゲノッセンシャフトと並んでおよび氏族ゲノッセンシャフトの間に、隣人のゲノッセンシャフト、すなわち、村落マルク仲間（Dorfmarkgenossen）、隣人たち（vicini）、境界仲間（commarchia）のゲノッセンシャフトが成立した。³⁴すでに民族法の時代にまだ散在していた（氏族とゲマインデのもともとの一致に対する）追憶が——アラマンニー〔族の〕法 lex Alamannorum の系図およびブルグンドの Faene におけるように——維持されていたにすぎない。

しかし必ずしも同時には、ゲマインデは、そのすべての帰結を放棄しなかった。フェーデ権および殺人賠償権、親族会議（Famlienrath）と親族裁判所（Famliengericht）を、ゲマインデはジッペに委ねた。しかしゲマインデ

は、平和と法のための、そして、生活全体のための、人的なゲノッセンシャフトの感情に基づく結合体にとどまった。ひとがこのことを極めてしばしば主張しているように、それはいまや直ちにたんなるマルクゲマインデ、すなわち、共同の土地財産の経営という私法的な目的を有する社団となったのではない。⁽³⁵⁾むしろ先ず最初は、マルク共同体は、ゲノッセンシャフト的な生活共同体の「結果」であるに過ぎず、「基礎」ではなかった。そしてまた、それは、その「唯一の」結果ではなく、ゲマインデゲノッセンシャフトの諸結果の中の「一つ」にすぎなかった。ゲマインデゲノッセンシャフトは、そのうえ、民族の構成部分として「政治的な」意義を有した。それは、民族の最下位の裁判制度と軍隊制度の部門であった。⁽³⁶⁾ゲマインデゲノッセンシャフトは、それ自体においては、その集会において共通の、決してマルク事件に制限されなかった法を村の裁き(Dorfweisum)において確定し、村の意思をとおして継続的に形成し⁽³⁷⁾、村の事件における裁判所として、しかし、より些細な争いおよび刑事事件においてもまた機能し⁽³⁸⁾、ゲマインデの平和を警告し、そして、たんに経済的なことがらだけではない「すべての」共通の案件を審議し秩序づけたところの、平和ゲノッセンシャフトであり、法ゲノッセンシャフトであった。すべてのゲノッセンシャフト的な案件における裁判官および代表者として、それは、自由な選挙をとおして村の裁判官および農民裁判官を任命した。⁽³⁹⁾すべてのその仲間たちのためには、それは、宗教的かつ道徳的な共同体を形成し、そして、その構成員を非常に拡張された相互的な扶助へと義務づけた。⁽⁴⁾裁判所で証人および宣誓補助人として相互に援助するというゲマインデ仲間の権利と義務、⁽⁴²⁾求める者に助けを急ぎ、彼を村全体として不正の攻撃に対して守る義務、病気になる仲間および困窮した仲間のために世話をする義務、死亡においてすら仲間を放置せず、彼を埋葬しそして彼の死体に随行する「葬儀に列席する」義務、これらすべては、その根において、ゲマインデを結びつける人的なゲノッセンシャフト的な紐帯のきわめて古い諸結果であり、たとえほとんどその登場が後の時代にはじめて書面上

に証明されるとしても、——隣人的居住の比較的最近の諸成果なのではない。たしかに、仲間たちの緊密な結合が、仲間たちが個々の諸権利に従って一定の範囲において、彼らの仲間の一人によって犯された不法行為について、彼らの総体の中で二次的に責任を負わされることに及んだ限りで、そして、後に立法が時々より狭いかより広いゲマインデを、犯罪を犯した仲間を裁判所に引き渡すことについて、または、損害賠償について、一般的に責任ありとした限りで、この命令の可能性は、いかにしてゲマインデが、たんなる経済団体としてのみではなく、対外的にも対内的にもきわめて同様に、平和と法のための公的および政治的団体として、観察されたかを証明している。⁽⁴³⁾

しかしもちろん、彼らの共通の案件の中で格段に最も主であったものは、マルクと農業に關係する案件であり、そして、ここに彼らの審議、決議、判決そして選挙の主たる領域が存した。ただ、ひとは、マルクについての彼らの真正な所有権が単なる私的所有権ではなく、彼らに同時にグルントヘルシャフト(土地支配Grundherrschaft)を、そしてそれによって物的なマルク平和とマルク法の創出と使用を、保証したことだけを、注目しなければならぬ。すべての諸関係の中で、土地占有の意義が大きくなればなるほど、それだけいっそうマルク共同体が、ゲノッセンシャフト的結合の主たる内容として現われ、すべてのその他のものは、ただマルク共同体の付属物にすぎないものとして現われざるをえなかった。

全体におけるゲノッセンシャフトについてと全く対応する仕方において、個別のゲノッセンレヒト(ゲノッセン法)の状況が存在している。ゲノッセンレヒトに対応したのは、(客観的な統一体としてフーフエ(区画の耕地Hufe)、Mansus、Booiまたはロース(Los—区画の耕地))という集合名詞をもって名づけられ、そして、農場、一区画の農地に対する請求権、ならびに、区別された農地部分、そしてゲマインデの土地(Gemeindeländ)に対する要求権から構成されたところの、マルクについての諸権利の総体であった。⁽⁴⁴⁾このフーフエは、ゲノッセンレヒ

トの中核であった。もともとは、しかし、フーフエの占有は、ゲノッセンレヒトの流出であり、そして、後になって初めてこの関係が逆転したのであった。それゆえ、最初はまた、完全仲間 (Vollgenossen) のフーフエは、相互に同じであった。ここでもまた、経済的に見れば、単純なフーフエは（それは絶えず一つの家族の必要と一つの鋤の仕事に対応したのであったから）⁴⁶ 至る所で大体「同価値」であったにもかかわらず、さまざまなマルクにおいてフーフエのさまざまな程度とさまざまな姿が登場したかもしれない⁴⁵。これに対して、同じマルクの内部においては、最初は、たぶん、選ばれた代表者の利益になる僅かな修正を伴ったかもしれないが、いかなる差異も優越も存在しなかった。あらゆる自由な完全仲間、同じ大きさのそして同じく整備されたフーフエを有した。そして、彼は、彼がゲノッセであったゆえにフーフエを有したのであり、彼がフーフエを有したゆえにゲノッセではなかった。

ひとがこの視点を厳格に確保する限り、フーフエについての相続権は存在しなかった。⁴⁷ 父のゲノッセンレヒトをすべての関係において継続した息子だけが、そして、多数の息子たちのうち誕生または選挙が決定する一人が、たぶん以前からゲマインデの決議なしに、父のフーフエの占有へと登場したのである。これに対して息子が存在しなかったときは、その限りで、フーフエは、隣人たちの総体へと戻され、そしてそれを総体が他の人に割当てた。逆に、あらゆる生まれながらのゲノッセは、彼が独立し、それによってフォルゲノッセの中に登場するや否や、従って一人の父の幾人かの息子たちの各々は、マルクにおけるフーフエを求める請求権を有したのである。そのようなフーフエが明いておらず、彼が、戦争または移住において彼の幸福を求めることを選ばないときは、彼には、新たなフーフエが作られざるをえなかった。それは、共有のマルクの中における新開墾地とおして行われた。すなわち、「それは」土地が有り余っているより古い時代においては非常に考えられないように見えたので、ひとは、同

じ方法において外国人をとおしての新たなフーフエの複合全体の設定をすら、気前よく許した手続であった。——しかし、ゲノッセンレヒトそのものと同様に、最古のフーフエもまた、単に相続不可能であったのみならず、不可分でもあった。⁽⁴⁸⁾ 総体の同意なしにフーフエを変更することは、自明であることに、禁止されていた。

すべてのこれらの諸点においては、ところで、しかし、(最初は農場について成立し、やがて農地と牧場を、そして最後にフーフエ全体を把握する) 土地についての私的所有権の概念の形成は、完全な急変をもたらさざるをえなかった。フーフエは、つねにより多く譲歩していく制限のもとで、相続可能、分割可能そして譲渡可能なものとなったのであり、フーフエの占有を条件づけたのは、たんにゲノッセンレヒトだけではなかった。しかし、——このことが公法と私法を区別しえた我々の今日の見方に対応したかもしれないように——いまやゲノッセンレヒトとフーフエ占有が、たとえいづれにせよ緊密に相互に関連し合う独立の諸権利として、平行して登場したのではなく、ゲノッセンレヒトとフーフエの古い同一性が存続し続け、二つの要素の相互の関係だけが逆転したのである。ゆっくりとした移行の中で、そして、(そこにおいて、一つのある相互作用の中では、若干の関係においてまだゲノッセンレヒトが現れ、別の相互作用の中では、すでに基礎としてのフーフエについての権利が法全体の指導的な部分として現れる) という一連の中間段階をとおして、最終的に、もともとの状態との直接の対立において、フーフエが、全体の基礎となったのである。フーフエについての物的権利は、ただ原因となったに過ぎず、人的なゲノッセンレヒトは、結果であり、付属物となったのであって、後者は、主観的物的権利となり、ゲマインデは、フーフエ占有者の団体となったのである。

しかし、もちろん! 物化というこの最終の目標は、完全にそして純粹には、ほとんどどこでも、そして、どの時期にも、最も最近の時代に至るまでは、到達されなかった。そして、(何らかの点においてゲノッセンレヒトの人

格を自らのために保持し、そして、その側からフーフエについての物的権利に条件的かつ決定的に遡及力を有したであろう) レアルゲマインデ (Realgemeinde 農地所有者共同体) は証明されないかもしれない。そして、この長い過程の出発点と目標の間には、(それらの段階においてそれぞれが個々のゲマインデを一時的または永久的に足がかりとすることができたところの) 無数の諸段階が存在した。長い間、さらに、かなり一般的な広がりにおいて、ゲマインデの(後に相続権として把握される) 復帰権 (Heimfallsrecht) が、少なくとも相続人のない遺産の場合のために保持され、自由な譲渡性が、ゲマインデまたは個々のゲノッセのネーエルレヒトまたは売却権に、その限界を見出し、分割を道徳と慣習が制限した。そして、つねにマルク共同体への完全な参加のためには、ゲノッセン団体 (Genossenverband) への(もちろん黙示的にもまた行われえた) 人的な採用が不可欠の要件となった。しかしながらゲマインデの基本思想は、それでもなお、すでにこの時代の終わりには、ゲマインデが土地についての物的権利から流出する結合であり、(完全なフーフエの占有だけが完全な自由、殺人賠償金、徴兵権、および、裁判所と集会への参加を保証する) 真の「マルクゲマインデおよびフーフエンゲマインデ」である、というものであった。そして、すでにひとがフーフエをそれ自らがゲマインデレヒトの担い手とみなし、人間をほとんどただその代表者とみなしたところの見方の痕跡が見出されるのである。

輪郭づけられた発展過程が事行われたということは、ところで、もちろん個別的には、——とくにその過程の前半については——書面では証明されていない。我々に保存されている原典は、ほとんどただ、フーフエについての私的所有権が完全に浸透し、そして、ゲマインデノッセンシャフトの物化がきわめて広く進歩した時代からのもののみである。しかしながら、すべての内的な必然性から目を転ずるならば、我々は、少なくとも長いそして暗い道の個々の諸点を明るい一条の光をもって照らし出す、二三の重要な外的な証言を有するのである。それは、ザ

リエルフランク族 (salische Franken) の村々に関する二三の報告である。その中に、古い原則と新しい原則の闘いが明瞭に認識されうるのである。

先ず最初に、サリカ法 (lex Salica) の de migrantibus (移住者たちについて) という章である。ここでは、他所の者のドルフゲノッセンシャフトへの加入がすでに可能であったように見えるが、しかしまた、それは、すべてのゲノッッセの全員一致の決議に拘束されていた。他所の者が、そのような決議なしに、それ自体有効な権原 (Titel) に基づいて、そしてしかも正当な解釈に従って、⁽⁵¹⁾ たんに移住と森の開墾をとおしてのみならず、一人または幾人かのゲノッッセの側からの譲渡をとおしてもまた、一つのフーフエをドルフ (村) の中にまたはドルフマルクの中に取得するときであつても、彼に対しては、あらゆるゲノッッセが厳かな形式において場所の放棄を勧告し、そして、これが不奏功のままであるときは、裁判によってそれを強制させることができる。後者の場合には、彼が取得したものを失い、そして、その上、罰金を支払わなければならない。同様に、先行するゲマインデの決議なしに、他所の者に村の中に移ってくる原因を与えたゲノッッセ、とくに隣人たち (vicini) の同意なしにそのことを目標とする法律行為を締結したゲノッッセには、⁽⁵²⁾ 刑罰が課されたのである。しかし——そしてこの点にすでにより新しい解釈の侵入が示されているのであるが——他所者が十二人のはげ頭 (zwölf Munde) を自らのためにフーフエの占有において異議なき状態において見出したときは、彼は、いまや完全な権利を有するゲノッッセとみなされるべきである。⁽⁵³⁾ ひとが後者を黙示的な受け入れに帰着させうるならば、⁽⁵⁴⁾ フーフエの取得時効 (Ersitzung) の思想、そしてそれによって隣人法 (Vönnrecht) の思想、それゆえすなわち物的権原の承認は、すでに非常に明白に存在しているのである。

さらに一区画の土地財産 (Losegut) についての相続権に関して言えば、それは、サリカ法において、ただ唯一、

男性の子孫のための最古の論評と認められる。娘たちは、彼女らがフォルゲノッセ（完全仲間）とはならなかったもので、他の民族法もまたこれを規定しているように、排除された。⁽⁵⁵⁾しかしさらなる男子の系統（Mannstamm）もまた、まだドルフゲノッセ（村仲間）の前には劣後したように見える。⁽⁵⁶⁾六世紀において初めて、もし息子たちが存在しなかったときは、娘たち、兄弟姉妹たちにもまた、相続権が、ドルフゲノッセに先立って帰属すべきであることが、法的に確定された。⁽⁵⁷⁾そして、まもなくゲノッセの権利は完全に消滅し、これが村団体において存しない土地占有の場合にすでに早くから問題となっていたように、先ず最初は完全な男子系統が、次に女性たちが相続したのである。⁽⁵⁸⁾

IV. 土地についての私的所有権の形成は、しかし、（人的なゲノッセン団体の代わりにマルク社团およびフリーエ社団が成立したことによって）たんに古いゲマインデの基礎を変化させざるをえなかったのみならず、それはまた、すでに、ゲノッセンシャフト的なゲマインデ組織の真の解体の芽を自らの中に担っていた。なぜなら、土地についての確固とした私的所有権が認められるや否や、占有の平等性が消滅せざるをえなかったからである。一方では、フリーエの分割は、（その占有者に完全農民の権利を与えるのにはもはや適さない）より小さな土地の成立へと導かざるを得なかった。しかし他方では、（先占、開墾、いくつかのフリーエまたはフリーエ複合全体の取得が、個人々の特別財産を著しく拡大したことによって）より大きな土地占有が成立した。一たび成立すると、不平等性は止めがたく成長せざるをえなかった。占有と力の自然的な魅力、（強者たちの所有欲と圧迫には役立つが、しかし自由民たちを彼らの真の所有物の自己放棄へと駆り立てた）混沌たる時代の無保護状態と無権利状態は、土地支配（グルントヘルシヤフト）をやがて際限なく増大させた。僅かな世紀の過程の中で、すべての諸関係のきわめて全面的な急変が生じたので、同権的なゲノッセたちの完全に自由なゲマインデはますます稀なものとなり、完

全に自由な土地占有の大部分は、しかし、強者たちの手中に集中した。マルクにおける大規模なグルントヘルシャフトの成立とともに、しかし、その自由な組織は破壊された。なぜなら、まずグルントヘルの権利が、自由農民の自己の農場における権利にほかならなかつた場合、それゆえまずもつて、彼もまたゲマインデに、自由に特権を与えられたゲノッセとして所属し続けた場合には、それゆえゲマインデ構成員の間の諸段階だけが成立したにすぎなかつたのであるが、それでもしかし、(理論的にはもちろんあらゆる農民たちにもまた帰属する) (共同体の権利および義務に基づく占有の境界設定をとおして分離するという) 権利は、グルントヘルに、ゲノッセ結合がまだ負担となるだけでもはや利点がないように思われた場所で、自らをゲノッセ結合から解放する手段を与えたのである。⁽⁵⁹⁾そして、自明のことであるが、マルクゲマインデは、このことが極めてしばしば起きたように、マルク全体が一人の手に帰した場所で、中絶したのである。

V. 旧来の諸関係から自然に發展してくる私的所有権をとおしての漸次的な分解がそれをなしえたかもしれないよりもさらに遙かに高い程度において、占取されたローマの諸地方においてすでに存在する私的所有権は、古いゲマインデフライハイト(ゲマインデの自由)の不利益に作用した。ひとが、ここで、ゲルマンたちに彼らのローマの主人たち(hospites)の土地占有の一定の割合を割当てた周知の土地分配の際に、既に存した土地の状態と密接に関連したので、純粹にゲルマン的な形式における自由なマルクゲノッセンシャフトは存在することができなかつた。特別財産と特別経済は、ここでは、とくにローマ人とゲルマン人が一つのゲマインデを形成した場合に、最初からはるかにより高い意味をもたざるをえなかつた。しばしば一つの共同のマルクは全く存在しないことすらあつた。そして、古いゲマインデゲノッセンシャフト(Gemeindegenossenschaft)の思想をまた十分に堅固に保持したゲルマンの民族法については、ゲマインマルク(共同マルクGemeinmark)なしにはゲマインデを觀念する

ことができないために、この欠缺の除去のための独特の諸規定が作られざるをえなかった。そうして、少なくとも抽選で分配された土地の個々の持分所有者間では森と牧草地は共有のままであるべきであることが確定された。そして、森について特別財産をもたなかった人々には、他人の森の利用すら自由に与えられ、それを妨げることは刑罰をもって威嚇された。⁶⁰⁾ ローマ人の土地のきわめて大きな部分は、有力な土地所有者たち (possessores) のラティフンディア (大土地所有制 *latifundien*) へと分配され、そしてそれは、従属する土着農民たち (*coloni*) によって耕作された。この諸関係にもまた、いまやゲルマン人たちは入り込み、そして、ラティフンディアからゲルマン的なグルントヘルシャフト (土地支配) を形成した。フランク王国のローマ人地区から、やがてすべてのこれらの変化は、ドイツ人地区へもまた、強く遡及的影響を及ぼした。しかしもちろん、古いゲマインデ組織の解体は、ゲルマン的要素が勝利した場所では、(後のローマ国民の土地におけるよりも) はるかに緩慢で不完全なものであった。とくにドイツにおいては、古い完全に自由な農民ゲノッセンシャフトおよびドルフゲノッセンシャフトは、まだカロリング王朝の時代までは、それがフランスにおいてはすでに稀なものとなっていたのに対して、組織の本来的な基礎であった。そのようにしてドイツにおいては、後の時代にもまた、自由なゲマインデは、重要でないわけではない数において維持された。一方、フランスにおいては、最終的に、「領主なしには土地なし」(*nielle terre sans seigneur*) という命題において、その自由に敵対する発展の最も外的な限界に到達し、そして、自由なゲマインデの最後の残りもまた、グルントヘルシャフトをとおして破壊されたのであった。

【以上、第八章、終わり】

【以下、第八章の注】

注(1) まだもっと後の時代における移住の際の氏族ゲノッセンのほか、そのことを意味しているのは、

- a. デンマークの *athaby*、アイスランドの *adabof*、すなわち、氏族の住居としての原初的な村々の呼び名、共有の道 *adelsweg* (貴族道) としての呼び名、など。
- b. 非常に多くの地方における村々の世襲領主的な場所の名称。とくに一三二九年のイギリスまたはアングルザクセンの名称の集成を、*ing* または *ingas* がつづいて、*Kemble, Appendix A, S. 449-486* のものと参照せよ。我々のものは *ing, ingen, ungen* などの語尾が対応する。
- c. カエサルの『ガリア戦記』第六卷第二十二節における報告。
- d. もっと後に登場してくる、共有ラントを占有するゲノッセンシャフトとしての氏族についての言及。アラマンニー法 *Alam 87* はそうである。：「もし何らかの紛争が二つの家系の間で彼らの土地の境界について生じて存在し、一方の一人は我々に属する者であり、他方は、ちょうど同じ場所に平民に属するひとが現在するときは、そこに、彼らが境界を望み、そして、彼らがその土地自体について争いを行っているその場所で、……彼らがそれと争いしているところの前者の家系である者は、標識を立てる。」(*si quis contentio orta fuerit inter duas genealogias de termino terrae eorum ---- unus hic est noster ibidem presente sit homo de plebe illa, ponat signum ubi isti voluerint terminos et gerint ipsa contentionem ---- et illa genealogia qui contendunt etc.*)。幾人かの人々は、ゲマインデの「内部での」団体を考えている。*Waiz S. 76* しかり。しかしいかにしてゲマインデは、ドルフマルクの内部での特別なドルフに至るべきであるのか。：*Rozière 318, Waiz S. 78 Note 3, Urk. Karl der Gr. b. Ducange Glossar III, S. 504* 次のものを参照せよ。Juvavia S. 35 におけるバイエレンの証書：「アルビーナとどう貴族の家系は……アルビーナと呼ばれる河岸に近接する相続人たちの共有地である。」(*genealogia nobilium Albina ---- heredum communitio juxta ripam quae vocatur Albina*)。八一六年の証書 *Urk. v. 816*：「村にいる人々の中の誰かりーペルトゥスとどう人の共同相続人」(*coherendes Rihperiti cujusdam, eorum qui sunt in villa*)。一一七〇年の証書：「村に住む人々の血縁関係から」(*de cognatione eorum qui sunt in villa*)。B. Merkel, *Anm. 49, z. l. Bajuv, Pertz, Leg. III, S.*

393.

e. イングランドにおける田舎地域が *maegth* と呼ばれたこと。Schmid, Glossar S. 626;

f. ブルグンド族のもともたらに氏族仲間 (*Geschlechtsgenossen*) —— *faramanni* —— が、土地を要求する人々と称

されてくること。L. Burg, 54, 2, 3 und 107, 11.

注(2) 前者は、たぶん、Kemble においてしばしばそうであるように、いくつかの場所が同一の領主の名称を有しているところで、しかしながら、ここでは、分裂、偶然または娘の移住をとおしてのジッペのその後の分離もまた存在する。Kemble I, S. 65f. また、例えば、イングランドに明らかに移住したのは、しばしばただ大陸のザクセンの氏族たちの分枝のみであった。

注(3) ひとはこのことを、しかし、必ずしも Maurer, Dorfv. I, 104 以下にも「ドルフシャフト (Dorfschaft 村団体) が *hunn-tari* と呼ばれる至るところで認めなくてはならぬ (例えば、Neugart I, 104 七九二年の証書 Urk. v. 792: 「ムンタリヘスフンタリと呼ばれるあのマルクにおいて」 (in marca illa qui vocatur Muntharishesuntari) および多くのその他のノイガルト Neugart における証書)。フンデルトシャフト (百人組) の中心地 (集会場所) だけが後者の証書によれば名づけられてありうる。

注(4) 同様に イングランド、ノルウェーおよび北部スウェーデンにおいて、これに対して、デンマークにおいては、レッソウとユトランド地域の例外をもってドルフ移住が支配した。K. Maurer l.c. Hanssen b. Falck III, 84.

注(5) すでにタキトウス——『ゲルマニア』第十六章——は、二つの移住の種類を知っていたように見えるが、しかし、それらを厳格には区別していない。なぜならそれらは、イタリアのゲマインデの制度とは両者とも等しく異なっていたからである。Waltz I, S. 109 多くの人々 (Eichhorn S. 14a, Thudichum S. 121) は、個々の農場と村々を第十六章において明示的に指摘されているのを見出しうる。Maurer, Einl. S. 104^f、村々 (vici) を個別の農場についての農民団体 (Bauerschaften) とみなしている。

注(6) はじめにデンマークの側から、よくにOlussenに於いて、その後よくにHanssen, Roscher及びMaurerに於いてこの過程に関して光が拡げられてきている。

注(7) Hanssen b. Falck VI. S. 12 f. Maurer, Einl. S. 18-40.

注(8) タキトウス『ゲルマニア』第十六章。「彼らの個々の家を空間が取り囲む」(suam quisque domum spatio circumdat)°——Bluntschli, krit. Uebersch. II. 300 f.

注(9) Hanssen b. Falck III. 79, VI. 21 f. Maurer, Einl. 39 f.

注(10) タキトウス『ゲルマニア』第二十六章。「すべてに彼らの間で等級に従ってそれらは分配される」(max inter se secundum dignationem partiantur)°。Hanssen III. 87, Thudichum S. 98—Dignatio [等級]は、土地の評価とあつてLandau 103, Maurer, Einl. 83, Waitz 135が欲しているように、個々の耕作者たちの位や評価ではない。北欧の法律書における分配手続の記述は、すべてH. Sunesonsの中にある。Ges. IV. 1.

注(11) 多くの他の誤解の源泉となつたに違いない(ドイツ人たちは以前から三圃制を知っていたという)古い誤解は、ハンセンとロッシヤーによつて反駁され、そして、むしろ、(カエサルとタキトウスの時代には、いわゆる穀草式耕作法(Feldgrassystem) (Roscher Ans. S. 72-80)が、すなわち、適すると思われる場所を求めて不規則に交替する、僅かな穀物の副次的な栽培を伴つた、優勢な牧畜が、支配したこと)が証明されている。さらに、大部分の人々(例えばLandau S. 52)が認めている土地の分配と耕地システムの間の緊密な結びつきは、誤りである。——ハンセンHanssenは、耕地共同体(Feldgemeinschaft)は一定の経済システムとは結びついておらず、穀草式耕作法とも三圃制とも調和しなかつたことを証明した°。Vgl. auch Maurer, Einl. S. 73-80, 147-157, Dorfv. I. S. 36.

注(12) Maurer, Einl. S. 173, Hanssen b. Falck VI. S. 46.

注(13) このことを、よくにHanssen, RoscherおよびMaurerが証明した。ひとが『ゲルマニア』第二十六章において確証を見出すか否かは、ほとんど重要性をもたない。なぜならその他の証明が決定的であるからである。それにもかかわ

らざいまだに、Bluntschli, *krit. Uebersch.* II. 308. Landau S. 62 f. のような多くの学者が真の耕地共同体の存在を争っている。まさにスラブ人に対するゲルマン人の特徴として、ランダウは、耕地共同体の欠如を証明しようとしている。むしろスラブ人の耕地共同体は、違って形成され、そして、より長く保持されてきている。ロシアの大部分においては、今日もなお、〈死亡した仲間の持分はゲマインデに戻され、ゲマインデで新たに生まれたあらゆる少年は、しかし、分担者を増加させ、そして、存在する土地財産についての同じ持分を要求すること〉、〈そのうえしばしば耕作のみならず、収穫もまた共同であること〉、〈最後に習慣的に形成される農地測量者Agrimensorenをとおしてつねに新たな分配が行われること〉という種類において、耕地共同体が存在している。そのように純粹に共產主義的な諸帰結には、ゲルマンの耕地共同体は、〈それにとつて、ロシアの村組織の基礎にある「家族」としてゲマインデの「擬制」もまたつねに疎遠であつたと同様に〉、決して行き着かなかつた。しかしながら、たとえ個々のインドゲルマン族の分枝のもとで制度が極めて異なつて形成され、そして發展してきているとしても、ルーツは、ここでもそこでも同一である。

注(14) 第二十六章における「彼らは耕地を年ごとに取り替える、そして、耕地は有り余つてゐる」(arva per annos mutant et superest ager) という言葉は、私には、ハンゼンHanssen b. Falck VI. S. 8, ヨナラーMaurer, *Einh.* S. 6. 84. 93およびロッシヤRoscher. S. 53とともに、时期的な占有の交替および利用の交替が理解されなければならないように思われる。もちろんハンゼンHanssen (Zf. Statwiss. Jc. S. 7) は彼の見解を変更し、多くの人々(アイヒホルンEichhorn S. 14a, ランタウLandau Gl. トゥーターディックThudichum 100, ヌースKnes. 142, ヴァイツWaltz 135) とともに、穀田の利用における輪作を考えるにもかかわらず、Knes Note 2が主張しているように、arva ager (いずれも耕地。訳者記) の対立は、後者に賛成しない。なぜなら種蒔きした耕地Saatefeldと休閑地Brachackerと、フェルトマルク(耕地Feldmark)とゲマインラント(共有地Gemeinland) (公けの耕地ager publicus) は同様に考えられうるからである。

注(15) トリーア、メルツィッヒ、オットワイラー、ザンクト・ウエンデルおよびザールブルクの各地域のゲヘーファーシャフト (Gehörschaften) 、相続ゲノッセンシャフト (Erbgossenschaft) または相続人団体 (Erbenschaft) においてよくある。Hanssen, Abh. etc. などではフェルトマルクが (すき「一つの鋤が一年間に耕す範囲」) Pflüge、刻み目 Kerben、小点 Fipfelchen の割合に従って、また、ルーテ Ruthen (地積の単位 14 平米) 、フーセ Füssen (「フィート」および年貢 Zollen、穀物の量目 Getreidemaben、地代 Zinsen、土地税 Grundsteuer、ペーターメンペテン Peternmünchen および プフェンニゲン Pfennigen に従ってもまた名づけられ測られる) ある観念的な要求権 (Anrecht) の割合に従って、三年、四年、六年、九年、十二年、十八年、三十年で抽選により決定されたし、一部分は現在もなお決定されている。要求権は、譲渡可能、質入可能、分割可能である。類似の関係は、十七世紀および十八世紀において ナッサウ Nassau において、そして、少し前まで シッキンゲン Stickingen の ハナウ＝リヒテンベルク シェン Hanaue = Lichtenbergschen において、存在した。Maurer, Einl. S. 6. 7. また、この点には、最初の移住者たちの代表者である、完全な市民権 (Vollbürgerrechte) のもつてのメルドルフ Meldorf における百九人の反復する抽選による割当 (Verlosung) が属する。Michelsen lc. S. 101. きわめてしばしば、オーバーヘッセン Oberhessen、プファルツ Pfalz、スイス Schweiz、アイヒスフェルト Eichsfeld、ホーエンローエ Höhenlohe などにおいてもまた、少なくとも、アルメンドェ Almende から分かれた個々の耕地について、ある時期、登場した。すべてのことは、しかし、明らかに後代の形成物ではなく、原始的な慣習の残滓である。しかしそれでも、ローマ人においてすら、かつてのこのような関係への痕跡は、公けの耕地 ager publicus について暗示されており、そして、古代のイリリア (現在のダルマチア、アルバニア) にもつても、類似のことが報告されている。チエリミッセン Tschermissen、アフガニスタン Afghanen において、マドラス Madras、サルジニア Sardinien において、そして、スコットランド Schottland において、類似のことが証明されている。Roscher, Syst. II, S. 204. Note 10-12.

注(16) 『Einschlafen 眠りに入る』、Hanssen および Michelsen S. 94. は考えてみる。Maurer, Dorfv. I. 35. は、その過程を有

期用益賃貸借 (Zeipacht) の永小作權 (Erbpacht) への漸次的な変化と比較している。

注(17) すでにサリカ法典において、耕地につづつての特別財産が成立している。Tit. 27 c. 9「他人の牧場」(pratium alienum)、c. 7. 18. 19. 20「他人の平地」(campusalienus)、c. 11「他人のブドウ畑」(vinea aliena)。同様に、すべつて他の諸法律においても、しばしば十分に、もちろん共同体と交替が、証書がそれにつづつて示すことなしに、継続してきているのかもしれない。八一五年の証書 (Urk. V. 815. Neugart I. 153) は、「年々の土地」におつて (in terris annales) 年々の交替を暗示しているようにみえる。「耕作されたまたは耕作されなう土地とよむ」(cum terris cultis et incultis) という付加部分の書式が、特別の耕地を理解しているのか、それとも、「牧場とよむ」(cum pascuisの意に) 一部の請求權を理解しているのかを、誰が我々に言うのであろうか。

注(18) 参照せよ。最近の時代からの証拠文書を、Haxthausen aus der Almark. — Jändl. Vert. der Prov. Ost = und Westpreußen S. 237 Anm. — b. Hanssen aus Sylt—Archiv f. Gesch. der Herz. Schl. = Holst. = Lauenb. IV. — S. Weisth. v. TöB. 1536 b. Grimm I. 132. それによれば、村当局が収穫を決定する。Bluntschli. Uebersch. II. 309f.

注(19) 一つだけ言及すれば、後代のマルク諸条例 (Markordnungen) は、しばしば、あるゲノッセが三十二年と六週間の間荒れたままに放置したか、または、森に当てられるか、そして一定の高さに及んでいる。農地は、総体に復帰する、という規定を含んでいる。

注(20) Hanssen b. Falck VI. 34-43. Maurer, Einl. 135.

注(21) 以下、第五十五章以下を参照せよ。

注(22) タキトウスの第二十六章の「そして耕地は十分すぎるほどある」(et superest ager) が共有地 (Weiske, Grundl. S. 5. Maurer, Einl. S. 84. 92. K. Maurer, Uebersch. I. 68) または休閒地 (Eichhorn § 14a) へと行くのか、それとも土地が十分に存在するだけ言おうとしている (Knies S. 142) 現在は Waitz S. 136) のかは、非常に争われている。第二の見解は、非常に曖昧な言い方を前提としており、第三の見解は、タウトロギー的な言い方(まさに直前に「平

地の広さが分配することの容易さを与える」(facilitatem partiendi camporum spatia praestant) を前提としてゐる。これに對して、第一の解釈は、すべての疑いを解決し、そして、次のこともそれに適合する。すなわち、そこでのみ耕地の交替占有と大きな共有マルクが実現可能であるところの、土地耕作の單純性が現わされるであらう。

注(23) 共有マルクの名称と構成部分に関しては、Grimm, R.A. S. 494 f. Maurer, Einl. S. 84 f. Dorfv. I. 44 f. Landau 111.

注(24) そこで、例えば、土地は、一定の期間内での復帰を避けるために土地を耕作し(Landb. v. Uri 335. S. 3. 12. 17) または耕作す(ib. S. 4 Grimm, W. 1158. S. 34.) という条件で、または、撤回または無償で(例えば、Grimm I. 165) または、地代と引き換えに(例えば、シュウウィッツSchwitzにおいては、共有マルク金、Gemeinmarkgeldと引き換えに。Landb. S. 226)、与えられた。最も興味深い事例は、土地が規則的に抽選され、それゆえに同じ古く耕地の分配が小さな耕地においてくりかえされた事例である。また比較的最近の時代まで、ウーゼム(Usedom (Horneyer, das german. Losen S. 29) およびオーバーハッセンOberhessen (Sternberg, hess. Rechtsgewohnh. I. S. 123 und 128) において行われた。—ジーゲンSiegenにおけるハウヘルグHauberge、シュウウィッツトルツェルンにおける共有マルク財産Gemeinmarktgüter、アペンツェルにおけるGmandsthalé、トリアアにおける共有耕地Gemeinfelder、バイエルンにおける共有の区画財産gemeinen Loosgüter、ウエストファーレンにおけるマルクフェルターMarkfelder、アイスフェルトにおけるコールタイレ、ゲルザウGersau、シュウヴィッツ、ウーリUriにおけるアルメンテの庭Allmendegärten、マルク・カムペンにおけるゲマインデ耕地Gemeindeäcker、プファルツにおけるゲライデ財産Geraidegüter、ウーリにおけるリューティRütiおよびリュテナイネンRütinenなど。Löw, Markgenoss. S. 33. 185. Landau 177 f. Maurer, Einl. S. 108 f. Marken v. S. 175. Dorfv. I. 304 f.) のうち、ただこの特別財産Sondereigenまたはザンペル的なLandtümmlen、レーエン所有地Lehnigenまたは地代所有地Zinseigenとなったアルメンテの土地Allmendstückであった。

注(25) 注24における諸名称を参照せよ。インゲランドのfolclandもまた、まさに私的占有としてその名称を保持してゐる。同様にスウエーデンおよびノルウェーにおいて、almannins jordhの名称が用ゐられてゐる。Maurer, Uebersch. I. S.

102, 168.

注(26) このことをブルンチュリーBluntschli, Uebersch. II. 310もまた認めているが、しかし、彼が反対に、休閒耕地(Bruchzelge)は牧草地(Weide)である間、再びアルメンデとみなされたと結論する場合に、誤っている。

注(27) 以下、第五十三章を参照せよ。

注(28) Bluntschli, Uebersch. II. 312は、この権利を、アイスランドの模範に従って、土地占拠(Landnahme)と名づけつづる。L. Burg. tit. 13は、ローマ人とブルグンド人の間の共有の森においてすら、開墾をとおして特別財産を成立せよつづる。L. Bajuv. XVI. c. 1. § 1 und 2. また十三世紀においては、ブルンチュリー(Bluntschli, Zürich, R.G.I. 88.)の証書において、「耕られたつたのなる森から私が自己の労働をもつて開墾した私の所有物を」(proprietaem meam, quam proprio labore de incultis silvis extirpavi)と記われている。Grimm III. 658によれば、「二耕作期間何らかの耕作をしようとする者には、何ごとをもそのつとを妨げるべきではなく、そして、それは彼の正当な財産であるべきである」(wer an den zwei pergen icht rawmen oder rautn wolt, dem sol das nyemandt weren und sol sein recht aign seyn)。—土地は、あらゆるその他のマルクの利益と同様に、自己の需要と自己の世帯の労働力に制限されていたことは、例えば、七十九年の証書から明らかになる。Neugart I. 68. 「彼らが保持する彼らの利得においておよび彼の仕事に向けて、彼らは柵で囲う限りで耕作し、…そして、彼らは、外部の他人として遇する人々に許可を与えるつとをしないであらう。」(tantum exarant, quantum podent in eorum compendio et ad eorum opus quid ibidem manunt --- et alios extraneos non habeant licentiam dare)。それとは、およそ一八一九年の証書(Urk. v. 819, b. Ried. Cod. Ratisp. I. 17)もまた、関係づけられなければならない。すなわち、「不正に、同じ共有のマルクを、彼らが義務を負うべきであらうつとを越えて、彼らは、法に違反して開墾したのである。」(injuste eadem commarcam ultra quod debuerunt extirpaverunt contra legem.) 等。

注(29) それを意味しているのは、L. Bajuv. XVI. c. 1. § 1 und 2である。すなわち、「この平地での労働を私がつねに行つて

来たこと、誰にも反駁されることなへ、今日まで、私は、耕作し、掃除し、占有して来た。」(quod labores de isto campo semper ego tuli, nemine contradicente exartavi, mundavi, possedi usque hodie.)」

注(30) Löw, Markg. S. 187. Maurer, Markv. S. 171. Dorfv. I. 294. 302. Westerwölder Landr. 1470. c. 10. § 3. : 「何の人も共有者の同意なしには共有マルクの中に所有権を創るべきものはなす。」(nieman sol eygendom maken in der buermarkte sonder consent der buren.)。Bv. Richthofen, Rsgu S. 269. —開墾を求める何らかの「権利」は、全く争われてはなす。v. Thudichum, Markv. S. 175 f.

注(31) 特別財産 (Sonderreigen) の増加として類似の増加に関しては、Anschlüsse (付加物) 、Hofesrieden (屋敷の平和) 、Sundern 'Ortland' Ein = oder Beifänge (囲み地) 、comprehensiones (結合地) 、septia (囲み地) 、なると呼ばれる。—Maurer, Einl. S. 157f. Markv. 171 f. Dorfv. I. 292 f. Löw 185 f. Landau 153 f.

注(32) Grimm, W. III. 105. § 30. 134. § 8. 136. § 16. Maurer, Dorfv. I. 294 f.

注(33) Hanssen b. Falck III. 84. Maurer, Einl. S. 10 f. Landau S. 16 f. 5. かなる法をめぐって Waitz, I. S. 125. が個別の農場に關してもまた、耕地共同体 (Feldgemeinschaft) の出現に關して語るものができあがるのかは、見出しがたい。

注(34) consortes 同命の運命の人々、buren, cives 市民、なるとも各つけられる。その他の名称については、Maurer, Einl. 21 und 32.

注(35) それゆえ、不当にもヴァイツ Waitz I. S. 131. は、次のように言う。、純粹に移住の種類と農業事情に基づく形成は、ドルフシャフトとパウエルシャフトであり、そして、その意義においては本質的にそれと関連するところのものに制限される。と。マウラー Maurer, Einl. S. 144. 138 f. und sonst は、類似の表現をしてゐるが、しかし彼のその後の作品においては、彼の見解を反対の意味におおむね宣言してゐる。類似するのは、ランタウ Landau S. 190. ヴァイステ Weiske, prakt. Unters. H. III. S. 53 f. und Grundl. der früheren Verf. Deut. 1836. は、それと言ふ。ゲマインデは、純粹に私法的性質のものであり、—関与者は、なるほどゲノッセンシャフトに結合しているが、しかしゲノッセンシャ

フト的な生活は、同様に、ただ共同の田畑の耕作に関連してのみ、表現されてゐる」と。正当にも、これとは反対に、ハンセンHanssen, Geföherschaften S. 77は、最古の時代においては、決して概念上、マルクゲノッセンシヤフトから区別されず、そして、さらに長い間実質的にそれと同一に帰着した(そのの、地域市民ゲマインデ (Ortsbürgergemeinde) または政治的なマインデ」と指摘してゐる。Eichhorn loc. Renaud, ZfDR, IX, S. 14, P.R.I. 334. Tüdingum, Markv. S. 37 f. 128-133. K. Maurer, Uebersch. I 73. Kemble, Saxons I 57を参照せよ。ケンブルは、古マルク地方団体 (Markgemeinde) を、富、階級、権威のさまざまな程度を包含するが、しかしすべてが兄弟関係、血族関係またはsibscraftを認識しており、すべてのその他の類似した共同体を顧慮して一つの結合した団体としてすべての者が一緒に立っており、すべての者が同じ裁判官によって統治され、そして同じ指導者によって指導されるすべての者が同じ宗教的儀式に参加し、そして、すべての者が彼ら自身と彼らの隣人に一つの一般的な名によって知られてゐる、大規模な家族結合体、(great family unions, comprising households of various degrees of wealth, rank and authority --- but all recognizing a brotherhood, a kindmanship or sibscraft, all standing together as one united body in respect of all other similar communities, all governed by the same judge and led by the same captains, all sharing in the same religious rites, and all known to themselves and to their neighbours by one general name.) と考へてゐる。

注(36) L. Alam. tit. 93. vgl. mit tit. 43. Dazu Maurer, Einl. S. 162. Thudichum S. 38.

注(37) としてさらに後の時代の判例 (Weistümer)。道徳警察、私法、憲法〔組織法〕がその中に含まれてゐる。

注(38) ドルフマルク集会の裁判活動は、幾人かの人々によつてより古い時代についてはまだつねに争われている。Weiske, Grundl. S. 9. Watzl I. 129. II. 310. にかし、Eichhorn, Zf. geschichtl. Rechtswiss. I. S. 174 f. Landau S. 304 f. Kemble I. 55 f. K. Maurer, Uebersch. I. 73. および、Thudichum S. 39-45. における私の考えは説得的な証明を参照せよ。マイヒホルンEichhornは、一定の価値に至るまでの窃盗およびゲマインデ警察命令 (Gemeindepolizeiverord-

nungen) に違反する軽犯罪に対する管轄を決定している。ケンブル Kemble は、何らかの方法で全体またはそれを構成する個人の利益に影響を与えうるすべてのことに対する〔管轄を決定している〕。推測するに、あらゆるゲノッセンシャフトと同様にゲマインデ集会は、さらに(あらゆるゲノッセがあるゲノッセとの訴訟において、別の裁判所に行く前に、赴かなければならぬ) 贖罪裁判所 (Sühnegericht) であった。Decr. Chlp. d. 574. Pertz, I. II. 9. 「もし誰かが訴訟を選択すべきであるときは、先ず隣人たちに彼の訴訟を知らせるようにならば、先ず rachymburgus たちに見られるように〔すべしである〕」(si quis causam mallare debet et sic ante vicinos causam suam notam faciat et sic ante rachymburgis videndum donet)。

注(39) *Judex, rector, praepositus, 議長, maior 長官* あるいは *tribunus villae* 地方長官; *villicus* 管理人, *sculdais* として時折は(例えばランコンブルドにおこつた) *Zehener, decurio* 十人組長, *decanus* 十人長; *Bauermeister* 農夫長; *Dorfgrebe*; マンゲルサタヤンの *tungerefe* 北欧の *oldirman* である。サリカ法典の *tunginus* が *Dorfrichter* 村裁判官であつたのか (Eichhorn l.c. Note, Grimm, R.A.S. 534. Sachsse, Grundl. S. 308. Maurer, Einl. 139. Landau 322) あるいは *Centenar* 百人組長 (Savigny I. 273. Waitz, das alte Recht S. 135 f.) であつたのかは、非常に争われている。同様に、サリカ法典における *grafio loci* の意味も確定し得ない。— Landau, Maurer, Eichhorn l.c. Waitz l.c. S. 136. Maurer, Dorfv. II. S. 22 f. Thudichum S. 37. 38. 参考せよ。

注(40) Maurer, Einl. S. 67 f. Dorfv. I. 367 f. Landau S. 387 f.

注(41) Maurer, Einl. 161 f. Markv. 188 f. Dorfv. I. 333 f. L. Alam. Tit. 43. ための詳細なことは、引き続き諸時期におこつた。

注(42) マンゲルサタヤンの *ヒンツ*、*ヒビ*、*Hlodhaeres* and *Eadricas domas* (七世紀後半) が書つてある。§ 5. Schmid S. 20 f. *Eidshelher vor "aet tham tune, the he to hyre."* Vgl. Edward Ges. (vor 904). S. 110. c. 1. §. 4. on tham ylcian geburshipe. *Aethelstrans Ges.* (925-940). S. 132. c. 9. *neahgebure, þrioms þenna* におこつた、宣誓補助者 (*Eidshelher*) は、通常、公務員 *Beante*、同郷人 *Landsmänner* たちの *buren* (市民 *cives*、隣人 *vicini*) である。ヤンセンの *Rich-*

thofen S. 138に於けるBrokmerkürenに於て Emsiger Domen S. 186: mit triuwe buren. — フランク族の法 (Waitz II. 268 f.) に於ては Form. Andegav. c. 28. 33. 49. App. Marculf. c. 46. Form. Lindenbrog. c. 106. 108. Form. Baluz. c. 9. — それによれば、証言も宣誓補助者も、周囲に留まる隣人たち (vicini circa manentes) および隣人の農夫たち (vicini pagenses) から採られた。I. Baiuv. XVII. 2 f. 不動産に関する訴訟: 「この事を証言しやうと欲する者あるその人は、マルクを同じくする者(…)であるべきであり、同様の耕地を…有するべきである。」(ille homo, qui hoc testificare voluerit, commarchanus ejus debet esse et debet habere ---- similem agrum) など。

注(43) Chlodov. Reg. Cap. I. Sal. add. c. 9. Pertz IV. 4によれば、その者のマルクにおいて被害者が見出された隣人たちは、「彼らは殺さなかつたし、誰が殺したかを知らなかつた」(quod nec occidissent nec sciunt qui occidisset。)を宣誓するか、または、殺人賠償金を支払わなければならなかつた。I. Wesisg. lib. VI. c. 8は「隣人のための隣人」(vicinus pro vicino) の責任を前提としてゐる。なぜならそれがその責任を止揚するからである。スウェーデンのラント法によれば、一部は土地所有者が、一部はゲマインデが、一部はHaeradが、彼らが不知の行為者を立てることができなかつたときは、罰金について責任を負つた。Wilda. Strafr. S. 217. Note 1類似のことは、さらに十三世紀においてシレジアの証書の中にある。Maurer. Dorfv. I. 351. フランク族に關つては、Childebert II. decr. d. 596. c. II und 12に及んでゐる。Pertz III. 10 und Chlotachar. II. decr. c. 1. ib. II. 12.: 百人組ゲマインデは、強盗たちや盗人たちの追跡について責任を負い、そして、行為者の痕跡がそこへと導くあらゆる他の百人組に対する遡求請求権をもつて、そして、最後に、行為者そのものと引き換えに、損害を賠償すべきである。エアドガール王K. Eadgar (959-975) は、アングルサクセンの hundrede 百人組 (const. de hundr. c. 25)「および、(最後にイングリランドのすべての住民を、一人の主人をとおして、または、ゲノッセンシャフトをとおして違反行為の際の損害賠償に關して代理させ、同様に個別の点においてはもちろん非常に争われる方法において、領土的な諸団体へと結びつけた) 一般的保証システム (allgemeines Verbürgungssystem) を命令した。以下、第二十六章を参照せよ。— 犯罪者を裁判所の前に置くことについて

て、場合によっては損害と罰金について、ゲマインデに責任を負わせることは、ドイツにおいてもまたさらに遅れて登場している。諸例をMaurer, Einl. S. 163 f. Markv. S. 193. Dorfv. I S. 348 f. が総括している。違法行為者の逮捕および自らの代理のもとのその者の保管の義務(例えば Grimm, W. I. 540, 8.16. 24) 、および、自己の費用での刑の執行の義務(例えば、Grimm II. 323) もまた、これに属する。非常に長い間、本来のマルク犯罪(Markrevell) において、森林盗伐(Holzdiebstahle) においては一部分今日まで、ゲマインデの補充的責任が維持されてきた。騷擾(Aufreute) の場合に惹起された損害の賠償についてゲマインデを補充的に責任ありとする新たな諸法律の思想は、何が異なっているか。総体保証(Gesamtbürgschaft) (Möser, Eichhorn, Logge, Landau S. 295. Dagegen Waitz I. Beilage D) とどう独特のゲルマン的の制度は、もちろん全体においてこれには存在していない。しかし偶然にそのようなものが、たとえ散在する現象がほとんどないとしても、存在するのである。民族の法意識における足場なしには、そのように法外な警察的措置は、その他の点で機械的に介入することのきわめて稀であった時代においては不可能であったであろう。民族法の諸規定と判決例は、しかし、説明しがたいものである。刑事事件においてもまた、公的権力だけでは、ゲマインデ団体を、すべての者が一人のために立つ「責任を負う」ところの統一体としては扱わなかった。公的な役務と租税において (Maurer, Dorfv. I. 192 f.) 、そして、ときおりグルントヘルの税とBetten (Maurer, Froh. III. 215 f.) においてすら、我々は同一の原理を見出すのである。

注(44) Waitz, die altdeutsche Hufe. Hanssen b. Falck III. 82. Landau S. 439. —アングルサクセンのhigidまたはhideに同じSchmid, Glossar h.v.

注(45) ランダウLandauのもとでのいくつかの下位の種類を伴う五つのフーフエの種類承認は、恣意的である。法的には、いずれにせよ、トルブフーフエDorfhufeと個別農家Einzelhofという、ただ「二つ」の種類だけが注目される。

注(46) Hanssen b. Falck III. S. 89-105. Landau S. 4. Thudichum S. 165 f.

注(47) ハルツェンやThudichum St. 184 f. —Maurer, Dorfv. I. 325 f. また、認むべき。

注(48) H. Müller, b. I. Salica Alter und Heimat, S. 166-168. Hanssen b. Falck VI. S. 28.—異説「Thudichum S. 190 f.カーンツ Waitzは、事実上分割は登場していない」とだけ承認している。

注(49) Grimm, W.I.80. 87, 88, 100, 141, § 17, 362 ec.—Maurer, Froh. IV. 52, 350 f. Dorf. I. 326. 以下諸都市においては至るところである。

注(50) より詳細は、Th. II.において。以下、第二十四章を参照せよ。

注(51) この多く言及された権原 (Tiel) の意味を解明することは、*sybel* 及び *Sybel* にとりて、*Sal. emend. und cap. S.221-228* 疑うもなく、その権原は非常に古く法を含んでゐる。なぜなら、その権原はすでに *Sal. emend. und cap. Kar. M. 819* において誤解され、そして、他人の農場 (Hof) の占取 (Okkupation) へと関連づけられているが、それにもかかわらずやはり最初の言葉、すなわち、「もし誰かがさらに他人の屋敷において移住することを欲し、そして、屋敷において基礎をもつ人々のうちの誰かある人が彼を受け入れようと欲し、そして、彼らの中の〈反対〉その場所に移住することの許可をしないであろう〉ある一人の人かまたは誰かある人かが権原を失うであろうときは」(si quis super alterum in villa migrare voluerit, et aliquis ex eisdem, qui in villa consistunt, eum suscipere voluerit, et vel unus vel aliquis ex ipsis extiterit, qui contradicat migrandi licentiam ibidem non habet) から、ドルフゲマインデへの加入が問題とされていることは明らかであるからである。そのような誤解は、ヴァイツ Waitz および大部分の人々が欲しているように、フーフエの開墾と造営によるアルメンデにおける新たな居住が問題となるだけであるとすれば、ほとんど考えられないであろう。なぜならやがてその権原は、カール大帝の時代にもなお、たぶん全員一致の代わりに今では議決権の多数をもって満足するという唯一の変更を伴って、妥当する権利を含んでいた。文言もまた、しかし、さらに及ぶ解釈へと導く。「migrare 移住する、および、sdsedere 住み込む、が少なからず、ziehen 住み込む、も、ansiedeln 移住する、も意味しうるのに対して、「他人の土地に移住する」super alterum migrare、

は、明らかに未開拓の土地の植民よりも、他人のフーフエの取得をより多く指示している。村自体への受け入れを、*in villa* (屋敷において) *in villa ipsa etc.* (屋敷自体などにおいて) という言葉もまた、意味している。そして、それらの言葉は、なるほど村「および」マルクを称しうるとしても、しかしまさにとりわけ村の除外を伴うマルクを称することは困難である。そのためには、「移住することの許可を彼はもたないであろう。」(*migrandi licentiam non habet*) という全く一般的な禁止もまた、それに適合するのである。さらに、他所者自身の運命 *fortuna sua* は、自らを最も良くそれ自体妥当する権原から取得された農場場所と関係づける留め金 (*Beschlag*) によって証明されるべきである。最後に、むろんもしかするとあるかもしれないロットラント *Rotland* の喪失もまた脅かされるが、ただ仮定的「*そしてもしそこで彼がいくらか骨を折ったであろうとしても、法に従おうとしなかったゆえに、彼は失うのである。*」*et si ibi aliquid elaboraverit, quia legem noluit audire, amittat*) に過ぎない。これに対して争われた見解によれば、そのような強迫は、無条件にかつ排他的に言明されなければならなかったであろう。

注(52) 「もし真に誰かがある者を他人の屋敷の中へ移住させることを願うであろうときは、決議があるであろう以前に、彼は、彼らが指定する千八百テナリを責任を負うべく判決される。」(*Si vero quis alium in villam alienam migrare rogaverit, antequam consultum fuerit, MDCCCden. qui faciunt sel. XLV culpabilis iudicetur.*) (sel. XLV?)。これらの言葉は、唯一、ひとがそれらを仲間でない者へのフーフエの売却、譲渡、贈与とともに関連づける場合にのみ、完全な理解を獲得する。

注(53) 「もし誰かが真に移住し、そして、移住した場所で、彼にとつて誰か十二ヶ月以内に証明された者がいないであろうときは、彼は、隣人の他の人々のように心配なく定住する。」(*Si quis vero admigravit et ei aliquis infra XII menses nullus testatus fuerit, ubi admigravit, securus sicut alii vicini consistat.*)。

注(54) *Thudichunn, S.223.* ザンペル。

注(55) 例は、*I. Saxon. VII. § 1. L. Burg. 14. § 1. L. Alam. 57. L. Luitpr. c. 1. L. Angl. et Werin. VI. § 8.* ザンペル 比較的の古

い法によれば、すべてのその他の諸関係において娘たちは息子たちと同じ相続権を有したので (Childeb. ca. 550. 1. Sal. add. c.2. Pertz II. S.6)、土地占有における劣後化は、土地についての相続法の性質の中にその原因が存在したのである。その場合、土地占有が、もともと公的に婦人には帰属しない権利の結果であり——ドルフゲマインデにおいては同様にゲノッセンレヒトの権利の結果であり、国家の役務の国王による授与などにおける結果であったことが、本質的に顧慮される。

注(56) L. Sal. Herold. de alode 67. §6は言う。：「土地について真にサリカ法では女へと遺産のいかなる割合も渡らないが、しかしその男性は受け取る。すなわち、息子たちは遺産そのものにおいて承継する。」(de terra vero Salica in mulierem nulla portio hereditatis transit, sed hoc virilis sexus acquirit hoc est filii in ipsa hereditate succedunt.)。Merkel. I. Sal. h.t.59. §4「しかし兄弟たちになつていふとあろう男性に向けては、土地全部が関係するであろう。」(— sed ad virilem sexum, qui fratres fuerint, tota terra perteneat.)。先行するその他の相続法的な諸規定は、明らかにただその他の遺産にのみ関係しつゝる。L. Sal. emendata de alode 67. 6においてはこれとは反対に、「そして、I. Ripuar. de alodibus 56. 4におけると同様に、「男性virilis sexusが、制限的な定義なしに、息子たちHiiまたは兄弟たちFratrebusとして援用される。このことは、確かに意図的でないしに変更されている。しかし私は、大部分の人々(例えば、Eichhorn 8.65. Grimm, R.A.472. Beseler. ErbV. 150. Waiz, das alte Recht 117. 124. Verf. 1127. Walter §543. Zöpl S.783 u.A.)のやうにその間に生じた変化が(以前は娘たちの背後に立っていた父方の親戚Agnatenがいまや娘たちに先行した)という点に存在したと認めることを信じるのではなく、私は、サリカ法のもともとの論評に従って、娘たちも父方の親戚たちもサリカの土地についての相続権をもたず、サリカの土地は、むしろ、もし息子たちが存在しなかったときは、ドルフゲマインデに帰した」と信じる。そうするとキルペリークス(Chilperichs)のEdikt勅令は、非常に簡単に——引き続き注を参照せよ——説明される。

注(57) Chilperici R. Ed.561 c.3. Pertz IV.10「もし隣人たちを有する誰であろうとも、息子たちか娘たちが彼の死後に生

存しているであろうときは、いかに長く息子たちが生存しようとも、サリカ法がもつように、息子たちが土地から有するであろうことが、好ましくかつふさわしい。そして、もし突然に息子たちが死んでしまったであろうときは、娘たちは、息子たちが生きていて有したのであると同じ方法で、土地そのものを承継するであろう。そして、もし彼女「娘」が死に、第二の兄弟が生存するであろうときは、隣人たちではなく、兄弟が土地を承継するであろう。そして、突然に兄弟が死ぬときは、兄弟が生存者に罪を犯していないならば、そのときは姉妹は占有されるべき土地を付与される。」(Placuit atque convenit, ut si quisunque vicinos habens aut filios aut filias post obitum suum sperstitus fuerit, quamdiu filii advixerint, terra habeant, sicut lex Saica habet. Et si subito filios defuncti fuerint, filia simili modo accipiant terras ipsas sicut et filii si vivi fuissent aut habuissent. Et si moritur, frater alter superstitus fuerit, frater terras accipiant, non vicini. Et subito frater moriens, frater non delinquerit superstitem, tunc soror ad terra ipsa accedat possidenda.) [filiae, ad terram ipsam possidendam の誤植。] 事実、この法律の内容ほど単純で二義的でないものはないように思われる。ドルフゲノッセンシャフトのある構成員が(王によって封ぜられたグルントヘル、農場団体における人々などとは反対に)死亡するときは、このことがすでにサリカ法においてあるように、息子たちが土地を相続する。しかし息子たちが存在しないときは、それ以後はもはや、従来の法に従ってそうであるように、村仲間ではなく、娘たちが、場合によっては兄弟たちが、そして、最終的な場合によっては姉妹たちが、土地を受け取るべきである。ひとが、もさろん (Waltz, d. alte R. 130. Verf. 1127. Maurer, Dorfv. 1.323. Zöpfl S.784. ec. のように) サリカ法によれば全男系部族が耕地財産 (Losgut) の相続権を有した」という証明されない命題から出発するとき、解きがたい矛盾が存在する。Kries, polit. Oekon. S.144は、「生存して来た第二の兄弟」frater alter superstitusはもはや隣人 vicinus には属さず、それゆえ、侵入者(招かれざる客 Eindringling) とみなされたことを認めている。これについては、しかし、言葉におけるいかなる手がかりもない。

注(58) すべてのこれらの諸法律の全く異なる説明を Thudichum, Markv. S.184-189 が与えている。しかしその説明は、

Chilperichsの命令が古いテキストにおけるサリカ法典の表現よりも古い、という誤った仮定に基づいており、——そして、メルケルMerkelのテキストにおけるqui fratres fuerint「兄弟たちであったであろうところの」という言葉の〈死者の兄弟たちという(S.188)〉解釈に基づいている。排除された妻たる相続人 (weibliche Erbin) の兄弟たちが問題となっており、そして、それゆえにSalica HeroldのElinと同じ意味であるのに対して。

注(59) 以下、第十四章を参照せよ。

注(60) L. Burgund. tit. 28.

【以上、第八章の注、終わり。】
【以下、第九章「より狭いゲマインデとより広いゲマインデ」に続く。】

第九章 より狭いゲマインデとより広いゲマインデ

——政治的ゲマインデと経済的ゲマインデ

もともとはあらゆる政治的ゲノツセンシャフトはマルクゲマインデであり、そして、あらゆるマルクゲマインデは政治的ゲノツセンシャフトであった。

しかしながら、彼らが〈それについて彼らが政治的な案件において決定する集会において処分するか、または、その代わりにその代表者たちが処分したところの〉分割されない総体ラントを占有したゆえに、ガウゲノツセンシャフトおよび民族そのものがマルクゲマインデであったとしても、それらは、それゆえに経済的諸団体ではなかった⁽¹⁾。民族マルクとガウマルクは、民族ゲノツセンとガウゲノツセンの個別経済の需要のためには用いられず、直接に統一体としての総体の諸目的に奉仕した。それゆえ、それらにおいては総体の権利が極めて前面に現れたので、

それらは公的所有権の性格を受取り、そして、そのような所有権としてより大きな帝国の形成とともに帝国およびその代理人である国王へと移転した。ツェントマルク(百戸マルク *Centmarken*)の多数は、これと同じ運命に陥つたように見える。しかしその一方、個々の地方、とくに西部ドイツにおいては、ツェントマルクは、それらを経済的目的のために用いるツェントゲノッセンの総有 (*Gesamteigentum*) に、そして、ツェントゲノッセンシャフトはそれゆえ同時にマルクゲノッセンシャフトに、留まるか、または、⁽²⁾ なったのである。

そのようにして、マルク共同体をとおして結び付けられず、それゆえあらゆる農業的意味を持たなかった政治的ゲノッセンシャフトは、ラント、ガウおよびツェントにおいて⁽³⁾ 成立した。

逆に、これとは反対に、これらの純粹に政治的ゲノッセンシャフトに対して、それらが我々に後に出会うごとき純粹に経済的ゲノッセンシャフトは、まだどこでも登場しなかった。ただ政治的および経済的ゲマインデのその後の分裂の芽は、すでにこの時期において生じており、そして、それゆえまだ暗示されているに違いない。

I. まず最初に、「空間的な」変化に基づいて、ツェントの意味も農民の意味も持たないことなしにいくつかのドルフシャフトを結合するマルクゲノッセンシャフトが成立した。とくにこのことは三つの方法で可能であった。

(1) 政治的なツェントが相続可能となったグラーフの役人 (*Grafenbeater*) の管理措置または私法的取扱をとおして押しやられた一方では、古いツェントマルク(百戸マルク)またはそのようなものの断片は、ツェントゲノッセン(百個仲間)またはその一部の総手的所有権(総有)に留まる⁽⁴⁾ ことが生じた。

(2) よりしばしばかなり大きなマルクが、成長する住民によって絶えざる前進において増大する(ウルドルフ(原始村落)のマルクにおける)新規移住をとおして成立した。一部は、ウルドルフにおいてそれらの者のためにもはやフリーフェが存在しないドルフゲノッセによって、一部は、しかし他所の者によってもまた、ウルドルフの決議に

より、または、その承認により、新たなドルフ(村々)が、未分割のマルクにおいて基礎づけられた。ところでもともとは、これらの娘移住(Tochter = Ansiedlungen)は、法的な点においては、ただウルドルフの一部または付属物とみなされたに過ぎなかった⁽⁵⁾。それらの住民は、現在ではただ一点に集中する代わりに、それらの地方のさまざまな場所に分散し、または、むしろグループで居住した、古いマルクゲマインデの共同仲間(Mitgenossen)であった⁽⁶⁾。しかし事実的諸関係の力と需要は、次第次第に、そして、集落形成が幾倍にもなり、そして娘村落が自ら母村落となったところとくに、古いつながりの廃止へと押しやった。他方では、共同体の感情は、即座のそして完全な分離に反抗し、そして、その感情を、共同体がまさに必要であると思われる限りで、共同体のために至るところで登場させた。それゆえ、共同体の漸次的なそして一步一步の解消が、ほとんど至るところで、その中で分離が実現されるところの形式となった⁽⁸⁾。最も早期にそして最も完全に、個々のドルフシャフト(村落団体Dorfschaft)が「政治的」独立性を自らのために獲得した。それらのドルフシャフトは、固有の集会をもち、固有の代表者を選び固有の自治的法令(Wilkin)を創設し、そして最後に、それは以前にはオルツゲマインデ(場所ゲマインデ)の一部であったのに対して、公的権力に対する関係でもまた、本来のオルツゲマインデとなった。さらに、アンゲルザクセン法においては、しかし、例えば、大部分三または四の村落団体を包含するゲノツセンシャフトが、多くの点において、オルトゲマインデの地位を占め、そして、裁判制度および組織制度の形成への最も本質的な影響を有した⁽⁹⁾。北欧においては、娘村落は、原始村落からの厳格な従属性の中に立っている。それは、三年内に再び召喚されることができたし、土地の争いの場合には前者(原始村落)の一方的証言が妥当させられなければならない⁽¹⁰⁾。そして、その住民は貴族の自作農民(Adelsbonden)に対する関係で、ただ単純な自由民としてののみなされた。イスおよびその他の場所においては、我々の時代に至るまですら、しばしば個々の村々の代わりに、オルトシャフト

ト(場所団体)の複合体がラントゲマインデを形成した⁽¹¹⁾。しかしながら圧倒的に、ドイツにおいては、すでに早期に、個々のドルフシャフトが、(それが他の諸点において母村落または姉妹村落との共同体性から解放放たれていなかった場合にも)本来の政治的なオルトゲマインデとみなされた。——その政治的な諸点における娘ゲマインデのこの漸次的な解放には、ところで、一般的にもまた、土地占有およびマルク経済に関してのそれら(「娘ゲマインデ」)の形成が対応していた。それらの特別の利益に役立ちそしてそれらによって自己の手で耕作されたフェルトマルクの真正な所有権は、それらに移行した。ただ極めて散発的にこれに関してもまた、さらに後の時代に至るまで、共同体⁽¹²⁾またはその痕跡が、相互的な放牧権(Weiderecht)および類似の地役権(Servitut)⁽¹³⁾において保持された。しかしすぐにしばしば牧場、牧草地および森林地が分離され、そして、それとともにマルク全体が分割され、そして、古いゲノッセンシャフトが、そのかつての痕跡すら消えるほどに完全に否定された。このことは、ドイツの大部分において、北欧や東欧においては一般的に、問題となった。他のマルクにおいては、これに対して、ゲマインマルク(Gemeinmark)の分散に反対する抵抗が成果を収め、そして、ゲマインマルクはそれゆえに、より大きなまたはより小さな範囲において、古いくつかのドルフシャフトからなるゲノッセンシャフトの総有において留まったのである。ここでもまた、われわれが歴史の中でより高く上昇すればするほど、それだけ全体的結合の確保のためのより強い傾向が示され、それゆえ、後に偶然の例外よりも古く現れる大規模なマルクゲノッセンシャフトが、一般に流布した正規的な形成よりも古い時代について、現れるのである⁽¹⁴⁾。

(3) このことが問題となるゆえに、最初の移住の時代においてしばしばはじめから、故郷においてそのようなマルク団体の中で生活していたより大きな諸氏族または移動する諸ゲノッセンシャフトは、それらがいくつかの農業ゲマインデおよびそうでないとしても唯一つのマルクゲノッセンシャフトを形成するという「仕方」において、定

住したに違いなかった。⁽¹⁵⁾ やがてしかし、分枝がマルクの内部で初めて起こったとした場合と本質的に同じ関係が成立し、そして、漸次的な解消の運命もまた、同じものであった。これに対して、非常に例外的にのみ、たぶん先行する分散に反対する反動の結果において、独立のゲマインデがそれらの地方の一部を一緒に投げ集め、そして、そのようにしてジンテーゼ的な方法でより大きなマルクゲマインデを創造するということが生じたにすぎない。⁽¹⁶⁾

ところで、どのようにしてツェントゲマインデまたはオルトゲマインデとは一致しないこのようなマルクゲノツセンシャフトがつねに成立しえたにせよ、その性格はつねにその意味が本質的に経済的目的に制限されるというものであった。さらに及ぶ人的結合の個々の残余は、もちろんそれらにおいてもまた含まれていたが、しかしながらそれらの結合の基礎と内容は、やはり次第に多く不分割のマルクとなり、その平和はマルクの平和に、その代表者はマルク代表者に、その裁判所はマルク裁判所に、そして、マルク問題がそれらの決議の対象となった。ただ、ひとは、そのような〈全くまたはとりわけ不分割のマルクの共同の利用に向けられた古い時代の〉ゲノツセンシャフトの中に今日の意味における私法的な社団 (privatrechtliche Korporationen) を認めることを、警戒しなければならぬ。なぜなら、ゲルマン的な財産は、つねにグルントヘルシャフト、および、それによって同時に、我々が今日政治的な地方高権 (Gebietshoheit) の流出とみなす諸権限を包含したので、中世を越えるまで、マルクゲノツセンシャフトは、すでにそれらのマルク所有権のゆえに、私法的な側面と並んで、公法的な意義をも有したのである。⁽¹⁷⁾

もっと後の時代から初めて、われわれは〈政治的な民族編成とは一致しない〉そのようなマルクゲノツセンシャフトについて、より詳細な報告を有する。しかしながらそれらの制度が担う非常な古さのしるしから目を逸らすときは、直接の証言は、すでにカロリング王朝以前の時代においてそのような諸関係が出現したことを示唆している。

そして、すでにサリカ法典 (Lex Satica) においては、やはり一般に個々の村々 (Vici) が政治的ゲマインデとして現れている一方では、三つの村々が共通の牧草地につながる一頭の共有の雄牛を占有する場合は言及されている。⁽¹⁸⁾ そして、しばしばすでに古い証書の中で、ガウとも、百人組 (Hundertere) とも、ドルフマルクとも、一致しない、マルク (Marken) が現れている。⁽¹⁹⁾

II. 政治的ゲマインデと経済的ゲマインデのそのような空間的な分離と並んで、後には、個々の村々と農民団体 (Bauerschaften) の内部での、それぞれ権利者たる人々による政治的ゲマインデと経済的ゲマインデの分離もまた、出現した。それについては、より古い時代においては、痕跡は発見されることはない。例外なく妥当したのは、フォルゲノッセ (Vollgenosse) としてドルフゲマインデの中へと採用された者は、同時に総手的所有権についての完全な要求権を獲得し、総手的所有権についてより少なく権利をもつかまたは全く権利をもたない者は、ゲマインデにおけるより少ない政治的権利を有するか、または全く政治的権利をもたなかったという原則、それゆえ、単なる保護ゲノッセは、同時に私的および政治的な「独立の」ゲマインデ権をもたず、ゲノッセでない者 (Ungenossen) は「あらゆる」権利をもたなかったという原則である。もちろんすでにいまや、しばしば、人々は村々において居住し、ゲノッセでない者またはそうでないとしても単なる保護ゲノッセがゲマインデの中に存在した。非自由民およびすべての種類の農奴 (Hörige) は、完全自由農民のフーフエに根を下ろしていた。自由民たちは村においてフーフエをもたずに居住した。完全に土地占有をもたない人々は、すでに現在、他人の家において根を下ろすことを欲した。すべてのそのような人々は、彼らが経済的利益の一緒に享有を全くもたないか、または、彼らの主人をとおしてのみ、かつ主人の名においてまたは恩恵に基づいて有したにすぎないように、村統治、村の平和および村落権 (Dorfrecht) への独立の関与をもたず、彼らは、他所の者たちまたは女たちと子供たちと同様に、

ゲノッセンシャフトの共同の担い手ではなかったのである。⁽²⁰⁾

【以上、第九章、終わり】

【第九章の注】

注(1) ひとは、それゆえに Maurer, Eml. S.46 f. とともに、諸ラント全体(例えばBaiern, Alamannien, Thüringen, Kärnten, Krain, Oesterreich)がマルクゲノッセンシャフトから生じている、としようとはできない。なぜなら、それらがいつの時代かに分割されない総体マルク(Gesamtmark)を占有したことは、その形成に決定的な影響をもたらすにどぎまんだからである。しかし決してそれらは、このことをマウラーが観念しているように見えるように、経済的ゲノッセンシャフトの意味におけるマルクゲマインデではなかった。

注(2) 第七章の注(15)ないし注(17)を参照せよ。

注(3) 引き続き本章を参照せよ。

注(4) Landau, Terr. 115 f. Maurer, Eml. S.46 f. 174 f. Markv. 6 f. Dorf. I. 22 f. W. Maurer l.c.222. Hanssen b. Falck VI.25 f. Thudichum, Markv. 277 f.

注(5) 参照せよ。例えば、ランタウによって引用されたDronke, cod. dipl. Fuld. Nr.527からの証書「および Mirreus, Op. dipl. 1125:「すべての田舎屋敷と小集落を伴う——フェスプリング村を」(villam Vespriingen ---- cum omnibus villis et viculis) および、「その場所に面すべきすべての田舎屋敷とともに——バリシマーカ村を」(villam Barisiacam ---- cum universis villis ad se aspicientibus)。

注(6) Landau S.119:「マルクは——法的な点においてはしかしただ一つの村を意味する、あるときはより多くの数の村々、あるときはより小さな数の村々とともに——統一的な地域を形成した。私的な占有には立たない土地全体は、それらの共同の所有権であり、そして、それゆえ個々の村々の間にはどこであっても境界は存在しない。」

注(7) このことをひとし Landau S.118 によつてマルクの分離の唯一の機会とみなしてはならない。

注(8) 個別のマルクにいつてこの過程を歴史的に証明するといふ、もちろん非常に問題のある試みを、ランダウは行つてゐる。例へば、Terr. S.121 bis 137⁴⁵ Mark Heppenheim に関しつて、137-142⁴⁶ Mark Fulda に関して。その後の時代からの証明を Hanssen, Geföherschaften, bes. S.87 f. が与へてゐる。

注(9) それにいつては W. Maurer l.c. が詳細に取り扱つてゐる。

注(10) Hanssen b. Falck VI.25. Maurer, Einl. 178, 179, Füt. Low 147, 51.

注(11) Landau, Terr. S.119, によつて一例。それによれば、まだ一七四八年まではヘッセンにおける三つの村が共同体的な財産、訴訟、債務、租税などを伴つて、一つのゲマインデを形成した。

注(12) Maurer, Einl. S.179, 180, 181, 200, 221. Dorf. I.22, 23. における諸例。印刷されない在庫品台帳からの同書注 94 を参照せよ。: Zeln, Harxheim und Nivern seindt ein gemeindt ---- mit 124 gemarcksteinen ringsherum untersteint.

注(13) Grimm, W.I.44, 103, 160, 721. Maurer, Einl. S. 194, 197, 200.

注(14) より早期の時代における比較的大きなマルクの一般的な広がりに関して、Landau S.143-150, Thudichum S.127 f. und Maurer を参照せよ。マウラーは、後に継続する大規模なマルクの、とくにスイス、エルザス、ラインガウ、ウエストファーレン、ニーダーザクセン、および、ヘッセンにおける概観をもまた与へてゐる。Maurer, Markenv. Einl. S.192 f. Dorf. I.23 f.

注(15) このことは、例へば、テイトマルシエンにおいて起きたことが証明された。そこでは、フリーゼン族の大氏族である Vogdemannen が海岸の二つのマルクに定住し、いくつかのザクセンの氏族が内陸において二つの別のマルクに定住し、そして、カール大帝が八〇四年にそれらをフランク王国に一つの固有のガウとして合一するまで、独立のラントゲノッセンシャフトおよびマルクゲノッセンシャフトを形成したのである。Dahlmann, Neocorus I. 211, 241, 244, 251, 263, 275, 591 f. 595 f. 606, II. 31, 35, 300.

注(16) アンゲルザクセンのマルクが、一緒に政治的ゲマインデを構成した個々の村々が次第に大きな団体へとマルクゲノッセンシヤフト的な性格からもまた進歩したという方法において成長してきていると、W. Maurer I.c. S.209の推測は、全く支持しがたい。

注(17) 以下、第二十四章、第五十三章、を参照せよ。

注(18) L. Sal. III.9. Dazu Wiltz, das sile R.S.126. Maurer, Einl. S.151. Dorfy. 122.

注(19) 例えばNeugart I. S.46において「ケレバテスウィラーレと言われる場所におけるケレバテスウィラーレにおけるマルク」(in Kerbateswilare marcha in loco quidicetur Kerbateswilare)と言われる場合に、marchaは「wilareがWilerと同じであるので、pagus村であったことはありえない。しかしそれでもなお、その中により狭いマルク (locus場所) が存在する。明らかに、Kerbateswilareは原始村落undorfであったのであり、そして、それゆえ同時にそのドルフマルクから成立したより大きなマルクにその名を与えたのである。

注(20) 以下、第二十四章、第五十三章、第五十五章、を参照せよ。

【以上、第九章の注、終わり】
【以下、第十章「土地に対する純粋に政治的なゲノッセンシヤフトの関係」に続く】

第十章 土地に対する純粋に政治的なゲノッセンシヤフトの関係

すべての移住したゲノッセンシヤフトを捉えた物化によって、われわれが見てきたように、ゲノッセンシヤフトの経済的要素も政治的要素も等しく捉えられた。両者が不可分にとどまったので、そのような仮定は早期にかつ完全に実現されたに違いない。しかし純粋に政治的な諸団体においてもまた、それが共有のマルクの廃止または経済的および政治的なゲノッセンシヤフトの分割の結果において生じたように、人的な関連は、一定の領土との物的な

つながりを通して作られた紐帯の成長する意義に対する関係で、益々背後に退いた。団体が狭くなるほど、それだけ早く物化が自らの周りを捉えた。すなわち、百人組、ガウ、部族ゲノッセンシャフトおよび民族ゲノッセンシャフトは、そのような段階的な順次性においてそのような変化に服した。すでに移動後まもなく、ひとは、百人組とガウまたは対応する編成のもとに、より狭い民族ゲノッセンシャフトよりもより多くラントの分割を理解し、そして、これらの名称のもとに、緊密に結合した人々の一定数がそれに属する一定の限界付けられた地区のことを考え、とりわけ領土をも占有した人的な団体のことをもはや考えなかった。部族と民族に関しては、後期中世に至るまで、その地域の変化によって破壊されていない人的に結合したゲノッセンシャフトが存在するという思想が圧倒した。しかしながら重要な諸点においては、やはりここでもまた、(部族が地方 (Provinz) の付属物で、民族がラントの付属物であり、そして、結局、これらの彼らの地域をとおして部族と民族が条件づけられ、決定される) という思想が浸透した。

すべてのこれらの諸団体においては、それらが物的となったときにかつその限りで、定住のみならず、すでに当該地域へのたんなる受動的な所属性もまた、当該ゲノッセンシャフトの保護を求める請求権を与え、そして、その請求権に対応する義務を課した。それゆえ定住と所属が保護仲間としたのである。しかし能動的な仲間(ゲノッセ)であるためには、ひとは地域を形成する(まさに次第に多く結合の本来的な担い手となった)土地の一つについての自己の権利から主張せざるを得ず、資格を付与する土地についての民族法によるゲヴェーレを持たざるを得なかった。ゲノッセンシャフトの中の完全な権利と完全な義務を与えたのは、それゆえ、ただ完全なフリーフェの真正で自由な所有のみであった。しかしフリーフェは分割可能となり、そして、ひとはやがて、あるときは一つのフリーフェの一部を、あるときはフリーフェの教全体を占有することができたゆえに、政治的な諸関係においてもまた、分

割されたゲノッセンレヒト(仲間権)の可能性が成立した。そのことは、人的なゲノッセンシャフトというもとの観念とは全く調和しがたいものであったであろう。

政治的諸団体の「物化」(Verdinglichung)というこの原則が、たとえそれがもちろんその諸作用において家長的・人的なゲノッセン団体と同一の類似物をもたらしたにせよ、「領土主権」(Territorialität)という近代的原理から最も内的な本質においていかに異なっているかは、ただ一時的においてにせよ注意される必要がある。

この方向の個々の諸帰結は、主として別の面から浸透してきた支配原則(Herrschaftsprinzip)との関連において登場し、そして、〈それゆえ公的な権力を支配の理念をとおして知った〉組織改変の言及の際に始めてより詳細に評価されうる。ただ、ゲノッセンシャフト自身においてもまた、物化という同じ法則は、完成され、そして、それが自由に留まっていた場合にもまた〈このことを海や山岳における自由なラントゲマインデのその後の状態が示しているように〉その人的な組織の変更とは独立に実現されたであろうことを指摘することは重要である。至るところで最も重要な政治的な権利と義務は、次第に多く土地占有と結び付けられ、それどころかまさに土地の流出物とみなされ、そして、したがって土地占有の種類と大きさに従って測られ、そして等級をつけられたのである。とりわけ〈より古い解釈に従えばまさに民族ゲノッセンシャフトとそのより狭いクライスに対する個人の地位の中に基礎を有した〉「階級」(Stand)は、いまや土地占有と同一視された。かつてはただ自由(Freiheit)の結果であるにすぎなかった真正の自由な所有物(Eigen)は、いまや自由の基礎および条件となった。そして、それゆえ共通の自由と並んで、増大された自由権と減少された自由権が、古い尺度を超えるかまたは古い尺度に劣後する土地占有の結果として成立した。土地をもたない人には、彼が自由な民族ゲノッセとして生まれたとしても、積極的な自由権は欠けており、彼はガウと民族の自由な社団における独立のゲノッセであることを止め、そして、彼が共同

団体とのあらゆる結合なしに留まらうとするときは、そのようにして間接的に保護仲間として公的な諸団体へと参加せんがためには、彼は、一人の主人に自らを関連させざるをえなかった。彼がこれを行ったことについては、総体は利害を有したのであった。なぜなら総体は結合しない男子をその地域の中において許容することができなかったのであり、そしてそれゆえ、アンゲルザクセンの法律は、土地をもたない者に、明文で、主人を持つ義務を負わせたのである。

とくに、いまや、ゲノッセンシャフトのこれら二つの直接の現象形態である、軍隊および裁判所における権利と義務は、土地所有の効果とみなされた。そこでカロリング王国においては、土地占有の標準に従う徴兵義務の精密な等級が妥当した(その場合もちろん代用物として動産占有もまた顧慮された⁽¹⁾)。ツェント裁判所およびガウ裁判所への参加のためには、ツェントまたはガウにおける自由な土地占有が必要であり、陪審員職(Schöffenamt)のためには、そのような土地占有の一定の程度が必要であった。〈特権を与えられた自由民〉でない者に対して時代の経過の中で総体と王またはその役人たちのために課されたすべての奉仕と公課一般を、ひとは、同様に物的負担(dingliche Lasten)とみなし、そしてそれをフーフエの数と大きさに従って割当てた。つねに、例えば、アンゲルザクセンの治外法権⁽²⁾特権においては、明示的に土地自らが免除され、そして、それについて免除が存在しない公法上の三つの主要義務、すなわち、兵役義務、城塞建設および橋建設において存するいわゆる三大必要(trinoda necessitas)は、全くかつ徹底して物上負担(Reallasten)の形式において留保されている。

この変化は極めて大きかったにもかかわらず、カロリング王朝時代にはツェントやガウの政治的諸団体において、しかし中世の終わりに至るまでは部族や民族において、人的なゲノッセンシャフトという古い思想が最も重要な諸点において生き生きと確保されていた。とりわけ法そのものは、ゲノッセンシャフトの人的な占有制(Personlich-

ches Besitzthum) に留まり、そして、土地について責任を負う権利と義務のシステムと並んで、部族法と民族法の人性格性が、犯すべからざる原則とみなされた。この命題の核心は、しかし、まさに「あらゆる個々のゲノッセがそれに対する持分を有し、そして、どこに彼が赴くにせよ、彼が自らに担ったところの」ゲノッセンシャフトの共同体的な占有制としての法の解釈であった。ガウまたは民族のゲノッセンシャフトにおける構成員地位 (Mitgliedschaft) のように、それゆえ、法もまた出生の結果であり、そして、ただ例外的にのみ、ひとは一般的な判決 (professiones juris) において一回的な法の選択を許容し、あるいは、国王の同意をとおして他国法の受け入れを承認し、あるいは、他国人 (Fremde, wargang) をして彼らが住もうと欲した部族または民族の法ゲノッセンシャフトの中へと登場することを強制した。民族による古い名称 (Volksrecht 民族法、leges populorum 民衆法、lex Alamannorum アラマンニー族の法、など) の代わりに、ラント法 (Landrecht) と「³」呼び名が普通法 (das gemeine Recht) のために登場したときもまた、それによってまた今日の意味におけるラントの本来の法ではなく、一定のラントの中で生きそのラントに属する部族ゲノッセンシャフトの法であった。⁴ そのようにして原則の度重なる違反にもかかわらず、いまだザクセンシュピーゲル (Sachsenspiegel) とシユワーベンシュピーゲル (Schwabenspiegel) は、本質的に法概念の古い解釈に忠実であって、それらにとってラント法は、「⁵」と聖職者の法、ユダヤ人の法、封土団体の法、農場団体の法および勤務団体の法が、「⁶」特別な」ゲノッセンシャフトの諸法として現れているように」大規模な自由なゲノッセンシャフトの法である。

【以上、第十章、終わり】

注(1) Vgl. Bes. Cap. Karol. Ma.803. Pertz II.19. c.1. Cap. Lib. III. c.5. L. Aistulph. (Baudi) c.2. 3.(土地占有に從つて武装の異なる種類)。

注(2) つねに、「遠征」「ポンティウスの城壁」「アルキウスの要塞」expeditio, pontium structura, arrium munitio) 等は「すべての人々に共通である三大必要」(triconda necessitas, quae omni populo communis est) は「土地terra' 農場villa' 地面tellus' 地所rus' 住居locusに課されるべきであり、そしてその他には、それは免除されるべきである」「自由民の地所であるなら」sit liberum rus etc.)、よくわかる。例えは、Urk. v.842. 850. 852. 939. 939. 940. b. Kemble. cod. dip. II. S.16. 36. 48. 215. 217. 219. 221. 485. 544. Urk. v.967. Nr.534-537. ib. III. S.12. f.を参照せよ。マンズンザクセン語における証書は、類似の表現をこつこつと。すなわち、sy hit (thaet land) aelces thinges freoh bútan ferd-fare and walgeworc and brycgeworc. Urk. v.969-972. b. Kemble III. Nr.530. 577. 612. 680. 681. 684. S.5. 49. 159. 279. 280. ec.

注(3) Vgl. Gaupp, Ansiedl. S.218-264 u.Zf.F.D.R. Bd.19. S.161 f. Zöpl. R.G. §5. Ed. Rothar. c.90. Leg. Wilh. b. Schmid III. c.4. S.190.

注(4) それは、それゆえ、すでにリプアリア法.Ripuar.31 (33) が「あなたも場所の法が制限する(シ)ク」(sicut lex loci continet) —とどうべき、ただ不正確な表現方法であるにすぎない。カマウイー族のガウ法(Gaurecht der Chamaver) もまた、ガウの法(ein Recht des Gaus)ではなく、例えば、カマウイー族のewa (ewa Chamavorum) と名づけてられている。

注(5) 例えばザクセンシュペーゲルI.30.において修正されている。すなわち、na des landes rechte und nicht na des mannes.

【以上、第十章の注、終わり】
 【以下、B. ヘルシャフト的団体。I. 人的団体として。第十一章「ヘルシャフト的諸団体の成立」に続く】

B. ヘルシャフト的団体 (支配的団体 *Der herrschaftliche Verband*)。

I. 人的団体として。

第十一章 ヘルシャフト的諸団体の成立⁽¹⁾

このようにして我々の民族の最古の組織制度は「ゲノッセンシャフト」から生じたのであるが、それでもやはりそれと並んで以前から人間的結合の対立する形式である「ヘルシャフト的団体」が存在した。これは、その純粹の姿において〈そこにおいてある一者 (Einer) が、ゲノッセンシャフトにおいては全ての人々であるところのものである〉共同体 (*Gemeinschaft*) である。ある一者が——そしてこのある一者は、抽象的な理念の担い手ではなく、具体的に生きる人格として——「主人」 (*Herr*) であり、自己において団体の全ての法的な統一体を意味している。彼は第一人者 (*Primus*) として現れ、ただ彼をとおして、そして、彼においてのみ、多数性が結合されている。共同体における平和、法および権力は、彼から出発する。彼の意思、彼の代理権、彼の命令、彼の決定は、ゲノッセンシャフトにおいて総体意思、選択、選挙および判決発見が妥当するところで、妥当する。彼だけが、対外的にも対内的にも団体そのものを代表する。そして、財産法的な関係においてもまた、ゲノッセンシャフトにおいては総体権であるのがつねであるところのものが、彼の統一体権利 (*Einheitsrecht*) である。

小さな始まりからヘルシャフト団体 (支配団体 *Herrschaftsverband*) は、次第に、国民全体の生活を征服した。しかしこの豊かなほとんどの見渡しきれない発展は、ただ二つの関係においてゲノッセンシャフトの法律史に属しているにすぎない。すなわち、第一には、ヘルシャフト団体が古いゲノッセンシャフトと争い、そして破壊した限りにおいて、第二には、ヘルシャフト団体自らがゲノッセンシャフト思想を自らの中に取り入れ、そしてそれをとおして修正され、そして最後に解消された限りについて「である」。

全てのヘルシャフト諸団体の成立は、ゲノッセンシャフトの成立と同様に、家族 (Familie) にさかのぼる。ゲノッセンシャフトが氏族の拡大と模倣にその存在を負うように、ヘルシャフト団体は、家 (Haus) の拡大と模倣にその存在を負っている。以前から自由民たる男子は、彼の家の中で彼の単独の意思をとおして、ゲマインデと民族を代理した。ゲマインデと民族においてはより高度な総体の構成員にすぎないが、彼は、家のなかでは主人であり、裁判官であり、祭司であり、すべての平和と法の担い手であり保護者であった。そして、移住後、所帯が農場およびその付属物において物的なものとなったとき、人的な家ヘルシャフト (Hausherrschaft) は、その忠実な模倣を、土地についての完全に自由な所有権という、同時に公的かつ私的な主人権 (Herrenrecht) の中に見出した。

昔から家 (Haus) と農場 (Hof) のこの人的かつ物的な平和の範囲は、きわめてさまざまの種類の要素を、すなわち、民族法によつて多かれ少なかれ認められた一定の自由権を有する、無権利の非自由民 (rechtlose Untreie)、農奴 (Hörige) および被解放民 (Freiglassene)⁽³⁾、自由民たる妻、自由民たる子供たちを、結合していた。地位と権利においてさまざまではあるが、これらの人々は、すべてが、一つの点において一致していた。すなわち、彼らは家の構成員であり、彼らは家長 (Hausherr) に「奉仕」し、彼らは、全ての事柄ではないとしても、それでもまさに家の事柄において、彼の意思に従い、そして、彼らは彼の家長権 (Mundium) の媒介をとおしてのみ民族法および民族ゲノッセンシャフトに参加した。彼らは、それゆえ、家族 (domus, familia, hied) としてまとめられ、家長において具体化された完結した統一⁽⁴⁾、すなわち、生活の統一⁽⁴⁾ならびに法の統一⁽⁴⁾を形成した。

ゲマインデゲノッセンシャフトおよび民族ゲノッセンシャフトの領域には、それにもかかわらず、家団体 (hausliche Verbände) は、その意義がまさに家経済に制限されて留まった限りで、介入しなかつた。このことは、あらゆる家長が彼のフーフエを経営し、有力者、指導者および王がたぶんいくらか大きなフーフエを自ら経営した限り

で、すなわち、権利と義務のゲノッセンシャフト的な平等性が少なくとも類似する事実的な平等性においてもまたその模写を見出した限りで、問題となったに違いなかった。しかし、占有と権力の成長する不平等性については、すなわち、より大きな土地支配と相続可能な支配者の地位の形成については、異なっていた。富者とくに王たちの農場へと従属する人員の包括的な拡大への手段と動機が、いまや与えられていた。ある一者に従属する非自由民と農奴の数の増大とともに、これらの人々の間に、ひとが以前には知らなかった（もはやただ代理権に対するその地位に従ってではなく、主人の自由な評価に従って決定される）差異が作られた。個々人の種類の異なる使用、すなわち、ある人々の耕地労働（本来の奴隷的労働 *opera servitia*）のための使用、他の人々の（当時の自然経済の意味においては手仕事および芸術がそれに属した）家事的業務（*häusliche Verrichtungen*）のための使用が、生じたのである。⁽⁵⁾ 家全体の直接的な生活共同体は中絶し、ただ主人によって優遇された従者だけが主人の机で食事をし、そして、彼の日常的な側近者を形成した。これとの関連で生じた最も重要な変化は、疑いもなく、完全に自由な民族ゲノッセもまたある主人の役務へと自らを与えることであった。法的には、おそらく以前から許されたが、しかし事実的には、一方では必要が、他方では個々の家政の光輝と名望が、それに駆り立てたときに初めて、自己服従が拡大することができた。そのようにして彼のゲノッセの男子（*Mann*）となった者は、自由を放棄することができたのである。しかしこのことは、必然的ではなかった。⁽⁶⁾ むしろ全てのゲルマン人たちのもとでは、ひとがそれによって人的な自由の確保のもとに他人の家的なヘルシャフトに自らを委ねるといふ（その本質上至るところで等しい、形式においてもまた必ずしもそれほど異なるものではない）法律行為（*Rechtsgeschäft*）が存在した。この行為の「形式」は、おそらくつねに誠実宣誓（*Treueid*）とハンドライフング（援助 *Handreichung*）と結合されていた⁽⁷⁾。その「内容」は、三重のものであった。「財産法的」な関係においては、ある一者は、（後にはそれにもかかわ

らず固定され、そして、あるいは最高の宮廷および国家の職務において、あるいは普通の夫役 (Frohnen) において、あるいはたんなる地代において、あるいは純粹に形式的な公課において、存在しえたであろう⁽⁸⁾。すべての種類の役務についての義務を引き受けた。それに対して、主人は、もともとは完全な扶養を、後にはしばしばただ個々の利益だけを、しばしば土地を、しばしば純粹に形式的な贈り物を、しばしばただ課された還付だけを、あるいは、従来占有をそのままにしておくことを、約束した⁽⁹⁾。「道徳的」な点においては、無制限の相互的な誠実への義務が成立した⁽¹⁰⁾。「政治的な点」においては、主人の平和の範囲とヘルシャフトの範囲は、「次のようにして」拡大された。すなわち、主人は、もちろん役務の案件に制限された裁判権を、保護義務および保護権力を、第三者ならびに公的権力に対する男子の代理を、男子の傷害の際の平和罰金 (Friedensbuße) に対する請求権を、要するに、男子の上にヘルシャフト的な家父長権を、獲得した⁽¹¹⁾。しかし男子にとつては、(彼はなるほど団体によって触れられない全ての諸関係に関して) とくに財産法的関係と家族法的関係においてもまた民族法 (Volksrecht) と民族裁判所 (Volksgericht) に参加したが、これに対して「部分的には」、団体がまさに及んだ限りでは、完全ゲノッセ (完全仲間) から保護ゲノッセとなり、それによってゲマインデと民族においてある程度間接的なものとなったことによつて⁽¹²⁾、非従属性と独立性の減少が結びつけられた。フランク王国において非常に際立った意義を獲得した⁽¹³⁾、個別的にはさまざまの種類の上のすべての授手托身行為 (Kommendationen) には、まだこれらの諸特徴が共通している。

そのようにヘルシャフトの団体において登場した自由民は、おそらくはとりわけ、先ず第一に主人を (社会的に同列に立つより高い家僕 (Hausgesinde) として) 取り囲んだ人々であった。彼らがたとえこの地位をやがて主人の任意に従つて農奴および被解放民たちと分かち持たざるを得なかつたとしても、彼らは、それでもなお、全階級

の尊敬と処遇がそれに従って決定されたところの人々であった。これをおして初めて、奉仕が自由の上に高まる可能性が与えられたのである。それによって、しかし、団体の進歩する拡大のゆえに、家共同体から最大の政治的射程を有する諸制度が形成されたのである。

われわれに一定の限界づけられた諸形式において向き合う最古のこのような制度は、従士制 (Gefolgschaft) である。⁽¹⁴⁾ その本質は、王たち (Könige) や指導者たち (Fürsten) およびやがては大勢力家たちの宮廷に、同時に真の王室 (Hofhaltung) への家政 (Haushaltung) の拡大とともに、(戦争勤務と宮中名誉職だけを行うのをつねとした) 家僕 (Hausdiener) の最高の階級が、その他の階級から区別されたことの中に存した。

廷臣 (comitatus) としてはじめてタキトゥスによって言及されて、⁽¹⁵⁾ 従士制は、すべてのゲルマンの諸部族のもとで繰り返し見られる。すなわち、アングルザクセン族のもとでは *thegnas-und-gesidhas* (後にはただ *gesidhe und men*) として、⁽¹⁶⁾ コート族のもとでは *gardingi-und-palaini* (宮殿人) として、⁽¹⁷⁾ ランゴバルド族のもとでは *gasindii* として、⁽¹⁸⁾ ブルグンド族のもとでは *domestici* (家族) として、⁽¹⁹⁾ 北欧においては *huskarilar-und-hiredmen* として、⁽²⁰⁾ そして、最後にフランク族のもとでは *antrustiones-und-convivae regis* (王の食客たち) として、それについては後に、とくに登場した新しい *ministeriales* (非自由召使、奴隸) を別として、⁽²²⁾ *vasalli* (家来) としての呼び名が一般的となった。⁽²¹⁾ すでに名称がそうであるように、我々に伝承されたすべての特徴は、これらの諸団体の起源はたんに家の共同体の拡大の中に探求されなければならないことを示唆している。⁽²³⁾ 今日もおおほとんどの人々は、従者 (*das Gefolge*) を全く別に理解している。彼らは、従者の中に、指導者職と関連する、それゆえ基本的にヘルシャフト的ではなくゲノツセンシャフト的な、独特の制度を認めている。⁽²⁴⁾ タキトゥスが従者の主人を、彼がすぐその前に選ばれた民族代表 (*Volksvorstand*) に与えたのと同じ名前を名づけているゆえに、指導者たちだけが、従者を持つ権利を有し

たとされている⁽²⁵⁾。そうするとひとは、扈從(こじゅう)を民族から与えられた権力の流出物として⁽²⁶⁾、あるいは、おそらく全く民族そのものから指導者たちに与えられた護衛(Uebewache)を民族軍隊の流出物として⁽²⁷⁾、考えている。他の人々は、すべての貴族に従士制を承認し、その点におそらく全く貴族の本質を見出そうとしてきている⁽²⁸⁾。これに対しては、すでに早期に、従者は、私的制度と称され⁽²⁹⁾、家共同体の任意に行われた拡大と称されてきている⁽³⁰⁾。タキトゥスにおける君主(Princeps)という無色の言葉は、それとは矛盾しない⁽³¹⁾。他のすべての人々は、この解釈へと必然的に赴いている。タキトゥスにおいては、その後の原典資料におけるように、そして、とくに伝説や詩においてもまた⁽³²⁾、従者は、外形的に、すでに彼らの主人と日常生活の最も近い共同体の中にある人々の総体として描かれている⁽³³⁾。彼らは、主人の宮廷に居住して宴席に連なり⁽³⁴⁾、宮廷の外で、祝祭の機会、狩猟または戦争の軍勢において、主人に付き従う⁽³⁵⁾。彼らは、平和においては王室の栄光のために、戦争においては保護する護衛として、絶えず主人に奉仕する⁽³⁶⁾。彼らは、退去するためには、許可(Uthaub)を必要とする⁽³⁷⁾。あらゆる点において、彼らが入るのは、奉仕関係である。なるほど自由意思ではあるが、しかし宣誓が彼らを、主人を防衛し保護すること、それどころか自己の行為に基づく名誉をすら主人のために放棄することに⁽³⁸⁾、拘束する。無制限の相互的な誠実が、従者の側に、指導者(Furst)よりも戦場において生き延びることは彼にとつて恥辱であるほどに、広範で無私の献身を条件づけるのである⁽³⁹⁾。誠実のために、しかし、タキトゥスによる完全に自由なゲルマン人にはほとんど知られなかつた「服従」(Gehorsam)、すなわち、最も厳格な姿における服従の義務が登場する⁽⁴⁰⁾。なぜなら、指導者(Führer)は主人(Herr)であり、主人と呼ばれるからである⁽⁴¹⁾。「彼」〔主人〕のために、従者は戦うのであって、祖国のために戦うのでも、自己の名声のために戦うのでもない⁽⁴²⁾。彼の裁量が祖国への採用を決定し、活動と奉仕、あらゆる者の地位と位階を決定し、彼の命令が全体の組織と彼らを支配する法を決定する⁽⁴³⁾。彼の先例が規範であり⁽⁴⁴⁾、彼の評

価が従者の名誉である⁽⁴⁵⁾。彼は奉仕案件における裁判権を行使する。そして早期の時代には、彼は、その他の事件においてもまた、民族裁判所に「訴えが」提起された（「が結着しない」）場合には、臣下に関する最終審である⁽⁴⁶⁾。彼は、従者を対外的に保護し、そして、代理する権利を有し、義務を負う⁽⁴⁷⁾。最後に、彼は、（彼が自己の手段から彼の保持の費用、とくに共同の生活と戦争の装備の費用を引き受け⁽⁴⁸⁾、それとは反対に、彼は、共同の諸力による獲得物を取得し、そして、必要な生計のために用いられない限りでは、恩恵贈与をそこから個々人に対して与えることによつて）、財産法的な関係においてもまた、団体全体の統一性（Einheit）を意味している⁽⁴⁹⁾。

疑いもなく、これによれば、「それ自体」従者の奉仕においては、民族ゲノッセの完全な自由の減少が存在した⁽⁵⁰⁾。最高位の従者においてさえ、その他の家僕（Hausgesinde）における如き体罰が可能であったとすれば⁽⁵¹⁾、古い完全な成年の従者は、どのようにして自らをほめることができたであろうか？。明らかに、民族は、主人の奉仕（Hofrendienst）においては、そして、彼が最も輝かしい王宮で給付される（奉仕される）ことを欲するとき、古い自由は没落したのである⁽⁵²⁾。それにもかかわらず、すでにタキトゥスの時代には、有力な指導者の扈従に見出されることは、最も高貴な氏族の子孫たちでさえ顔を赤らめることではなかった⁽⁵³⁾。極めて当然である！。なぜならここでは、彼らは、ひとが自由そのもの以上に高く評価するところのものを獲得したからである。ここでは、彼らに新しい生活が、すなわち、拡大された理念範囲が開かれた。農民的なゲマインデ制度の狭い枠は破壊され、より洗練された教養と礼儀正しい風俗が奨励され、戦争での名声と宮廷の光輝、苦勞なき富と知られざる享受が、才能ある人に提供された。古い階級の下に身を低めることの代わりに、すべての現実の諸関係において立身出世が登場した。やがて主人の名誉と名声もまた、彼に最も近く立っていた人々に帰着した。誠実という高い理念が関係を教化し、そして、古い民族詩（Volksdichtung）と並んで新たに開花した英雄文学（Heldenpoesie）が誠実奉仕（Treuendienst）

を神々しいものとし、そして、奉仕の紐帯をやがてゲノッセンの紐帯よりもより内的でより神聖でより美しいものとして現われさせた。その上、その関係は解けないものであった。古い諸関係に戻るためには、理由なしには拒絶されなかつた許可だけが必要であるにすぎなかつた。⁽⁵⁴⁾そして、しばしば戦争好きの若者たちは、(彼らに故郷における平和があまりにも長く続いたときは)⁽⁵⁵⁾ただ一時的にのみ他所の指導者への奉仕を求め、しばしばより成熟した者は、父祖の村に、相続したフーフエを引き継ぐために帰還した。⁽⁵⁶⁾そのようにしてまさに民族の最も高貴なそして最善の諸要素、とりわけ前方に目を向ける若者たちが、ますます、従士の奉仕 (Gefolgedienst) に殺到した。そして、その奉仕は、絶えざる相互作用の中で光輝と名声を獲得し、そして、特に王の「従士」は、王制とともに同時に高く高く上昇し、従士からなるほどつねに「奉仕する」がしかし真実には奉仕という手段をとおして「支配する」諸階級が出現するに至るのである。

ドイツの結合の歴史にとって特別の重要性をもつのは、これによって初めて奉仕の理念 (Idee des Dienstes) が、一方では、本来の家経済および農場経済の範囲に対する制限から解放され、他方では、自由と調和しうるのみならず、より高い名誉の授与者となつたということである。なぜなら、いまや初めて、古いゲノッセンシャフト制度との闘争を開始し、そして、その代わりに自らを自らが法形成および組織形成の原則として高めることが、それ「奉仕の理念」に可能であつたからである。

ひと、それゆえ、古い従士制度の「直接の」意味を過大評価し、その中により大規模な諸帝国のすべての重要な諸制度の源泉を見出し、⁽⁵⁸⁾あるいは、おそらく全く放浪する民族をまさに拡大された扈従とみなしてはならない⁽⁵⁹⁾としても、ひと、それでもなおかつ、他方では、従士制度を、法と組織の変化との深い関連をもたずに走る一時的な制度とみなしてはならない。⁽⁶⁰⁾たとえ最初は、王たちの奉仕従者 (Dienstefolge) が数においてそれほどは

なく、他のグレントヘルのはほとんど家僕から分けられないとしても、自由民にとって可能な主人への奉仕⁽⁶¹⁾ (Herrendienst) という理念は、ひとたび成立し、そして、とどめがたく拡がったのである。ヘルシャフト団体の〈次第に帝国とその諸部分を征服した〉あの多様な諸形成物は、もちろん従士制度の直接の継続ではないが、しかしそれらは、同じ共同体の源泉のパラレルな流出物である。

【以上、第十一章、終わり】

【第十一章の注】

注(1) Vgl. bes. Maurer, Fronhöfe Bd. I. Waitz, Verfassungsgeschichte II.170 f. IV.151-305. Abhandl. über die Anfänge der Vassallität in den Abh. der Gesellsch. der Wissensch. zu Göttingen Bd. VII. S.69 f. Roth, Beneficialwesen. K. Maurer, Adel, und krit. Uebersch. I. S.427 f. II. S.30 f. Kemble I. S.162 f.

注(2) この解釈によって特徴的であるのは、アングルサクセンにおいては、フーフエはhid (higid) またはhiwiscと呼ばれ、それはhiganまたはhiwan (家族仲間Familiengenossen) に対応しており、それゆゑfamilia (家族) と翻訳されてくることである。K. Maurer, Uebersch. I. S.101.

注(3) タキトウスの『ゲルマーニア』第二十五章における「被解放民たちは、まれにしか家の中で何らかの価値を——」(liberi ---- raro aliquod momentum in domo) という表現は、被解放民たち (liberten) が他人の家に属することを前提としている。Cf. L. Burg. tit.57「被解放民は主人の家族にあることよくに評価される。」(libertus ut in domini familia censetur)。

注(4) タキトウス『ゲルマーニア』第二十章。

注(5) Cf. Maurer, Fronhöfe I. S.5. 6. 181 f. 民族法は、この区別にすでに顧慮を払っている。

注(6) 反対のことはKemble I. S.175に詳論してゐるが、しかし、K. Maurer, Uebersch. II. S.391-393によつて反駁されている。

注(7) ハンドライフング(援助)を臣下の採用に制限しようとするWaiz, Abhandl. cit. S.116に對し、Zöpl § 10, Note 2. は、正当にも反対の表明をしている。誠実宣誓は、授手托身行為(Kommendation)のより低い段階におつては必ずしもつねに要求されなかつたが、しかしつねに要求されるものが「べき」た。Waiz lc. S.102.

注(8) これらの奉仕は、明示的に条件づけられることができたが、しかし、原則としてすでに慣習的に確定されていた。Form. Sirmond. 44.「自由民の秩序から私はあなたに奴隸かまたは親切の義務を負うであらう。」(ingenui ordine tibi seruitium vel obsequium debeam) は、「ひとは奴隸的な奉仕を排除することができたことを示している。これと「他人の親切における自由民」(homo ingenuus in obsequio alterius) という表現は関連する。I. Ripuar. 31. 1. 2 etc.

注(9) 叙任の際には、馬と武器を伴う通常に留められた武装が残余財産である。

注(10) Aelfr. Prol. b. Schmid S.58によれば、男子はその主人を自己自身のごとくに愛すべきである。血の紐帯すらも誠実の背後に退き(Aelfreds Ges. § 42)、「そして、主人に対する裏切りは、償ふことができなう(Aelfr. Prol. S.58 und Ges. § 4)。

注(11) まことにこのことは、もちろんしばしば疑いの中に引き入れられてゐる。とつてWaiz lc. S.119 f.に、vasallagium(家來)のtrustisからの差異を、後者が家長権(mundium)を与えなかつた点にみている。しかしながら彼の家士制(Vassallitāt)にこつての、古くtrustisとは内的に異なる独特の制度という解釈は、支持しがたう。Roth, v. Maurer, Zöpl は、家長権mundiumに至るものつて認めべき。trustis、sermo、言葉、verbum、言葉、votum、誓約、tutio、保護、defensio、防衛、potestas、patrocinium、守護、manus、手、とつて諸表現は、mundium, mundeburdium, mundeburdiumに完全に同義である。

注(12) 關係のこの——最も重要な——側面は、さまざまな諸部族において非常に不揃いに形成されている。公的權力が団

体の公的意義を認めたことによつて、公的権力が団体をそのために他方において全法秩序の基礎とし、そして、あらゆる土地のなご自由民にいつてある主人団体 (Herrnverband) への加入を強制したアングルサクセンのもとで、特別に独特に「形成された」(Maurer, Uebersch. II, S.30 f.)。ひとが全体を平和団体 (Friedensverein) として捉えることは、主人を *grichmadhr*、主人によつて与えられる住所 (Domicil) を *gridh* (Friede平和) とするアイスランドの呼び名から生じうる。主人の平和 (Herrenfriede) の破壊に対する罰金としての *manbot* については、例えば、すでに Ges. Aethelbirds §25, Ines §76, を参照せよ¹⁴。

注(13) Cf. bes. Waitz lc. und Zöpf § 10, それとあつちの後者 (シエプフル) は、もはやその授手托身行為の統一的性格を指摘しつゝなご。

注(14) Vgl. bes. v. Savigny, verm. Schriften IV, S.9 f. Eichhorn, R.G. § 14, 16, 27, Köpke lc. S.13 f. Löbell, Gregor v. Tours S.505 f. K. Maurer, Adel, namentlich S.211 f. Landau, Territorien S.244 f. Gaupp, Ansiel, S.115-152. Sächse, Grundl. S. 430 f. § 19. Bethmann = Hollweg S.59 f. Wittmann, S.82 f. Roth, Beneficialwesen S.1-33. Gemeiner, Centenen S.73 f. v. Sybel S.144 f. v. Maurer, Fronhöfe I, S.137 f. Waitz, Verfassungsgeschichte I, S.228-238, 262-270, 345-374, II, 228 f. Auch Phillips, R.G. § 13, 33. Zöpf § 8, Walter § 22, Schulte § 15, Daniels I § 119, S.333-344. アンナルキヤンヤン法に關しつゝ¹⁵ Kemble I, S.162 f. Schmid, Glossar. v. Geschicundman und Thegen S. 659, 664, 665. K. Maurer, Uebersch. II, S.388 f. Adel S.137 f.

注(15) 『ゲルマニーア』第十三章ならし第十四章、——カエサル『ガリア戦記』VI, 23¹⁵、Eichhorn § 16, Köpke S.22が認めるように有機的な団体としての従者 (Gefolge) にいつてはなく、個別の遠征の目的との関連にいつてのみ語つてゐる。Bethmann = Hollweg, S.63 f. Wittmann S.93, Thudichum S.16, K. Maurer, Uebersch. II, 418 f. Gemeiner S.75, Waitz I, S.355 f. 軍隊指導者による自由意思人のその様な徴集は、しばしば行われた。しかつ決しつゝ Sybel S.144が認めるように、それは従士制の芽ではなく、一時的にのみ計画された全く異なる結合であつた。

注(16) K. Maurer, Schmid, Kemble l.c. v. Maurer, Froh. I. S.138 f. *gesidhas* という語は、後に従属民 (*abhängige Leute*) とらうより低く階級のための呼び名へと没落した。 *the gnas* は、Thane (王近侍の武人) となり、そして、フランク族の *Vassallen* (臣下) に対応した。

注(17) K. Maurer, Adel S.67 f. ケンペ *Köpke* S.195 f. *conviva* (食客) ' *satellites* (親衛) ' *comites* (扈從) , *erómevori* なるの呼び名をもちた報告がある。

注(18) K. Maurer, Adel S.40 f.

注(19) Maurer, Froh. I. S.142.

注(20) K. Maurer, Uebersch. II. S. 398, 417.

注(21) Waiz, Verfassungsgeschichte II.208 f. 607 f. und Abhandl. cit. Roth l.c. S.116 f. 276 f. K. Maurer, Adel S.76, 83 f. v. Maurer, Fronhöfe I. S.147 f. Zöpf I. § 10. Daniels, R.G.I. § 136 f. Walter § 67. Schulte § 43 以下が *trustis* と全く関連しなく独立の制度であったとするヴァイツ *Waiz* の見解は、ロート *Roth* ' ヴナラー *K. Maurer* 及び *Zehnpf* *Zöpf* によって反駁されている。

注(22) 名称は、例外なくお伴 (*Gesellschafter*) または家臣 (下僕 *Diener*) を意味する。描かれた成立の種類においては、呼び名の交替は、とくに、どのようにして同じ名前が時代の経過の中で高められまたは低められ、あるいは、非常にさまざまな諸関係のために同時に用いられることができたかもまた、非常に明らかである。そこで、例えば、北欧において、 *huskarl* は、王の宮廷の役人と全く同様に農民の奴隷を意味し、そして、後になって始めて後者はこの称号を低すぎるものとして捨てたのである。フランク族の *vassallus* (家来、領民) または *vassus* は、もともとは非自由の下僕であった。そして、後になってもひどく普通の *Kolonen* (小作農民) を *vassalli inferiores* (より卑しい家来) と名づけた。 *Gasindi* は、我々の今日の従者 *Gesinde* であり、 *gesidh* は従者 *Folger* であり、 *the gn* は *minister* 従者または *serviens* 奴隷奉公する者、によって再現されている。 *hiredman* は、 *Hausmann* 小作人であり、そしてそれに対応し

て、従者の総体はdomesticといひ、domus家族、familia家族と称され、アンゲルザクセンでは、hiredまたはhiwanともまた称される。

注(23) とくに、そのフロンホーフに初めから終わりまで反駁しがたい証明を与えたK. MaurerとG.v. Maurerは、従者の起源を、すべての奉仕関係と同様に、家から強調した。Vgl. Fronh. I.138; 従者制度は、その最も内的な本質上、家庭生活の共同体の上に基礎づけられていた。

注(24) Roth S.19は、従者の下位のものをもまた認めている。Gaupp S.145は、従者組織は一定の程度に至るまで民族組織およびガウ組織の中へと取り入れられている、と言つ。ゲマイナー・ゲメイナーは、Centenenの中で、従者(das Geloige)を、民族そのものによつて創られた制度」と説明してゐる。注(27)を参照せよ。

注(25) Bethmann = Hollweg S.61. Roth S.8 f. Thudichum S.14. Walter, R.G.L. § 21. Gemeiner, Centenen S.76 f. Waiz I. S. 232 f. 17, 20, 21である。ヴィットマンWittmann S.89によれば、民族団体全体の指導者だけが、これとは反対にガウプ(Gaupp S.146)によれば、指導者の氏族の全構成員が「従者をもつ権利を有した」。princeps君主という語のほかに、ひとは、このために大部分、あらゆる人々が武装した従者をもつて取り囲まれて良いとした場合には、全国家秩序が破られざるをえなかつたであろうという考慮を挙げている。しかしひとは、正当にもまだ必ずしもすべての人々にそれの利用のために事実的な可能性を与えられていたわけではないこと、私人はきわめて十分に指導者的に模倣された(ただ僅かなそしてはるかに低い立場の人々からのみ成り立つ)がそれにもかかわらず「本質上」同一であるところの(従者をもつことができたこと、ただ極めて重要な扈從(Konitai)だけが公的な重要性をもつことができたにすぎず、そして、そのようなものはむしろ十分にただ指導者たちによつてのみ保持され、あるいは、そうでないとしても彼らの主人にやがて指導者の尊厳を与えたこと、そして、最後に、「存在する」(すなわちゲノッセンシヤフト的な)国家秩序はむしろ従者制度の中に、国家秩序を事実結局は打破する国家秩序の最も危険な敵を有したことを、を忘れてゐる。

注(26) 明示的な言葉をもつてヴァイツWaiz、ゲマイナーGemeiner、およびその他の人々は、さうである。ガウプGaupp、

ツェプフルZopf' としてランタウLandauは、官職による従者antiliches Gefolgeと私的従者Privatgefolgeを区別しようとしている。

注(27) 最も広範に及んでいるのは、ゲマイナーGemeinerである。彼は、従者を民族選挙によって成立させ(S.80, 81)、『それを全組織の頂点とみなし、それに戦争において軍隊の頂点にある地位を与えるのみならず(S.84)、『平和において官庁、元老院consilium、陪審仲間(Schöffenkolleg) (S.85-92) の性格を与えている!!。

注(28) Savigny I.c. S.10 f. Eichhorn § 14b. カウンタウプGauppやグアプナーGemeinerについては、逆にcomites扈従は貴族Adelである。従者を、氏族外人Geschlechtsfremdenの間のこの種族団体の模倣、とみなしているSybel (S.150 I.c.) の解釈は、全く孤立している。

注(29) 最初にマイヤーMeierによってゲルマニアの原始組織において「称されている」。

注(30) この点における古い時代によって非常に重要なアンゲルザクセンの諸事情に関しては、最近の研究者たち、とくにケンブルKemble、シムラーSchmid、およびK. ヨウラーK. Maurerの間に一致が支配していることは、注目すべきことである。

注(31) K. Maurer, Adel S.8 f. Landau, Terr. S.245 f. Kemble S.17 f. Dahn I. S.76.

注(32) 特別にベーンオウルン(Beovulf) について。 Waitz I. S.373, 374, und Kemble I.c.における引用を参照せよ。

注(33) それゆえに Sal.40, 15におけるconviva regis (王の食客) のような表現「がある」。 cf. ターンDahnII, S.25 und sonst. アンゲルザクセンにおけるTischgenossen (食卓仲間) へHerdgenossen (かまど仲間) / beodgeneatas, heordgeneatas を参照せよ。 Maurer, Uebersch. II.389.

注(34) Waitz I. S.347. K. Maurer I.c. Maurer, Froh. I. S.137 f. Germ. c.14.『タルブーニ』第十四章。すべに古くcomites 従者(扈従) たちがLäufer兵使へLand土地を有するたつたつたを認めるRoth, Feudalrität S.261に反対して Waitz S.350, N.4を参照せよ。

注(35) それゆゑcomes「扈從」folgarius, folgerの名称が「ある」。シドニウス・アポリナリウス(Sidonius Apollinarius) (Ep. IV, 20) においては、フランク族のフェルスト(指導者)は、花嫁出迎への旅行(Brautfahrt)では、軍隊の隊列における親類Verwandtenと随行者たちsocii comitantesによつて伴われている。

注(36) 『ゲルマニア』第十三章：「平和においては飾り、戦争においては護衛」(in pace decus in bello praesidium)。

注(37) 少なくともフランク族のAntrustionen(信託)はそうである。Roth, Beneficialwesen S.127.

注(38) タキトウスによる最古の誠実宣誓「Teueidの内容はそうである。アンゲルザクセンの従者たち(Dienstmannen)は、「かの人が愛するものを愛し、かの人に敵対するものを憎む」(zu lieben, was jener liebe, zu hassen, was ihm zu wider.)を誓へ。

注(39) 『ゲルマニア』第十四章。Ammian. Marc. XVI, 12, 16: 「扈從たちは、王より後に生きるとして王より前に死ななうことを恥辱と考へた」(comites flagitiam arbitratu post regem vivere et pro rege non mori.)。KembleとK.Maurer LCにおける、アンゲルザクセンの例と北欧の例。

注(40) 「まさに領主が父殺し(Vatermord)を命ずるときは、男子はそれを実行しなければならない。」Köpke LC. S.145.

注(41) 例えば、Edict. Rothar. § 13 dominus(主人)。

注(42) 『ゲルマニア』第十四章：「国の第一人者たち〔長老たち〕は勝利のために闘い、扈從たちは国の第一人者〔長老〕のために戦う」(principes pro victoria pugnant, comites pro principe)より鋭くは、完全に自由な軍隊仲間に帰属するあの独立性の欠缺は、ほとんど表現されない。それゆゑleg. Rachis. § 11におつてもまた「gasindiiとarimanniは対立している。

注(43) 「彼は身分のみならず側近者たちをもつ、彼らが随伴するそのひとの判断に従つて」(Gradus quin etiam et ipse comitatus habet, iudicio ejus, quem sectantur.)。フェルスト(指導者)が従者における採用と評価の際に、個人的な才能のほかに、高貴な出自または父によつて達成された偉大な功績をもまた顧慮したこと、彼がそのような諸場合に

おいておそらく、より若いそして試練を受けていない人々をもまた、彼らが彼ら独自の功績により請求権をもたなかつたであらうところの優遇された地位にあずからせたことは、当然である。そのことがおそらく『ゲルマーニア』第十三章における多くの論評がなされた言葉の内容である。すなわち、「著しい卓越性または父祖の大きな功績は君主の価値をさらに若者たちに対しても割当てる。彼らはその他のより強い人々によって付き添われる」(*insignis nobilitas aut magna patrum merita principis dignationem etiam adolescentulis assignant; ceteris robustioribus agere gregantur*)。多数の異なる説明の試みは、ヴァイツ Waitz I. S.264-269 によつて総括され、そして批判されている。とくに (Savigny, Sybel S.144, K. Maurer, Adel S.16 (S.1) など) *dignator* と *dignitas* と理解し、そして、おそらく全く後者を読むとし、その場合に、彼らはさらに非常にさきさきの (一部分は *ceteris* の代わりに *ceteris* と同う判読を基礎とする) 解釈に到達しているところの、人々の見解が反駁されている (S.264-267)。これとは反対に、ヴァイツ (Waitz S.267-269) のほか、トフンマイエホルン (Eichhorn §.16. n.1)、『ザッタヤ (Sachse, Grundl. S.430 f.)』、『リートマン = ホルヴェーク (Bethmann = Hollweg S.59)』、『ローテ (Roth S.12)』、『ヴァンターマン (Wittmann S.82 f.)』、『ケプケ (Köpke S.17)』、『ターン (Dahn I. S.70)』、『トゥーティンツ (Thudichum S.13)』、『ツェプフル (Zöpf S.258, n.15)』など、*dignatio* が価値 *Würdigung* よりも他動的なものと取られるべきだとを疑いなくものとしてゐる。Adolescentuli (若者たち) は、おそらく、ヴァイツが認めるように、まだ戦闘力ない者であることは困難であり、まさに戦闘力ある者となつた者たちである。

注(44) 『ゲルマーニア』第十四章。

注(45) 『ゲルマーニア』第十三章：「彼らにとつては君主の側が第一の場所であるところの、扈從たちの偉大な競争」(*mag-naque et comitum aemulatio, quibus primus apud principem locus*)。

注(46) *antustio* に関する Sal. (ed. Merkel) 96. c.1. について、サビツヤンである。

注(47) 注(11)を参照せよ。

注(48) 『ゲルマニア』第四十八章。それゆえアンゲルザクセンの *hláford* (今日 *S*Lord) は、すなわち、*Brodgeber* である。

注(49) 「戦争と略奪による気前良なる原因から」(*Materia munificentiae per bella et raptus*)。それゆえ、その前に「多くの扈從を全く武力と戦争によつて養ふこと」(*magnumque comitatum non nisi vi belloque tuare*) とも。これは反対に、民族軍隊における戦闘員は、略奪物の一部に対する「法的な」請求権を有した。

注(50) そのことがケンブル *Kemble* の評論における正当な核心である。そして、「自由の觀念は、名誉の死、あるいは、もっと嚴格に言えば、位階および地位の死」(*L. S. 173*) によつて代替される、と彼が言うとき、その限りで、彼は正しい。Maurer と *K. Maurer* もまた、大体におつて一致している。前者は、*Eichhorn I. 849 und Grimm R.G. S.250* に対して、人的に自由な從者の關係を、一つの一時的であるにせよ、隷屬關係 (*Hörigkeit*) (*Fronh. I. S.183, 184*) として、一部は、(*Antrustionen, Thänen*) 近侍の武士なふ *S*や *h* な *S* (*S.151*) 宮廷奴隸 (*Hofhörigkeit*) として、一部は、(*Edl. Vas-sallen*) おける *h* や *h* な *S* (*S.157, 184*) 保護奴隸 (*Schutzhörigkeit*) として、稱している。

注(51) *Grimm, R.G. S.251, Pertz, Hausmeier S.130, Maurer I. S.184 f.* 代官 (*Grafen*) およびある執事 (*Hausmeier*) の懲罰の諸例を、*Gregor Tur. V. 47, 48 u. VII. 15* が与えている。Capit. de villis における *h* や *h* 諸例が *c.16* におつて記述されている。

注(52) まだ *Arnulf* の時代に *chron. Weingart.* [*フイン畑小話集*] によれば、ある *バイエルン* の貴族は、その息子が *フランケン王* の從者になつたゆえに、息子の高貴性 *nobilitas* と自由性 *libertas* の低下についての苦痛と怒りから、山にある彼の山荘の隠遁生活に入った。

注(53) 『ゲルマニア』第十三章：「赤面は扈從の間で顧慮されなく」(*nec rubor inter comites aspici*)。ケンブル *Kemble I. S.166, u.1* は、「この点にひいて正当にも」「このまゝに主張は、随伴者たちの地位が、それ自体として、自由民の地位よりも劣つていたことを証明する」と指摘している。——それならばなぜ、通常、赤面することが可能なものとす

れつゝあるのか。

注(54) K. Maurer, Uebersch. II, S.395.

注(55) 『ザルバーニア』第十三章。

注(56) K. Maurer l.c. S. 395. 396.

注(57) 『ザルバーニア』第十三章：「著しく卓越した……ならに……若い人が、すなわち——選挙人たちの集団によつて若者が取り囲まれる」(Insignis nobilitas……etiam……adolecentulis；electorum juvenam globo circumdari)。第十四章：「ちよめて多数の高貴な若者たち」(plerique nobilium adolescentium)。その後、フランク王国およびアンゲルサクセン王国におつてもまたさうである。Cf. Maurer I, S.152 f.

注(58) So Eichhorn § 16. 17 Savigny, IV, S.51 f. Kemble I, S.167.

注(59) Phillips, D.G. I, S.392 f. Angels, R.G. S.68-70, 246. Leo, Rectitudines S.140-141, folc~~と~~comitatus (側近者)とfolc~~と~~ht~~と~~Dienstrecht (服務法)とfolcland~~と~~とDienstland (服務国)とを説明してゐる。ランタウLandau S.248 f. もまた、非常に広い説明を行つてゐる。

注(60) そのことを原則として、ヴァイツWaltzが行つてゐる。Vgl. z.B. I, S.359.

注(61) Köpke S.195. K. Maurer, Uebersch. II, S.417. Waltz S.360.

注(62) Maurer, Fronh. I,167 f.

【以上、第十一章の注、終わり】
【以下、第十二章「ヘルシャフト団体の継続的形成と拡がり」に続く】